

平成 2 2 年第 2 回定例会
(第 1 日 目)

津 別 町 議 会 会 議 録

平成22年第2回 津別町議会定例会会議録

招 集 日 平成22年 3月 5日

場 所 津別町議会議事堂

開会日時 平成22年 3月10日 午前10時00分

延会日時 平成22年 3月10日 午後 4時25分

議 長 鹿 中 順 一

副 議 長 篠 原 眞 稚 子

議員の応召、出席状況

| 議席 番号 | 氏 名 | 応 召 不応召 | 出席 状況 | 議席 番号 | 氏 名 | 応 召 不応召 | 出席 状況 |
|----------|---------|------------|----------|----------|-----------|------------|----------|
| 1 | 乃 村 吉 春 | ○ | ○ | 6 | 白 馬 康 進 | ○ | ○ |
| 2 | 谷 川 忠 雄 | ○ | ○ | 7 | 藤 原 英 男 | ○ | ○ |
| 3 | 茂呂竹 裕 子 | ○ | ○ | 8 | 山 内 彬 | ○ | ○ |
| 4 | 村 田 政 義 | ○ | ○ | 9 | 篠 原 眞 稚 子 | ○ | ○ |
| 5 | 鳥 本 英 樹 | ○ | ○ | 10 | 鹿 中 順 一 | ○ | ○ |

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(イ) 執行機関の長等

| 職名 | 氏名 | 出欠 | 職名 | 氏名 | 出欠 |
|----------|------|----|------------|-------|----|
| 町長 | 佐藤多一 | ○ | 監査委員 | 幾世橋良三 | ○ |
| 農業委員会委員長 | | | 選挙管理委員会委員長 | | |
| 教育委員会委員長 | | | | | |

(ロ) 委任または嘱託

| 職名 | 氏名 | 出欠 | 職名 | 氏名 | 出欠 |
|-----------|------|----|---------------|------|----|
| 副町長 | 佐藤正敏 | ○ | 教育長 | 阿部博道 | ○ |
| 総務課長 | 林伸行 | ○ | 学校教育課長 | 椛木義樹 | ○ |
| 総務課主幹 | 房田敏彦 | ○ | 社会教育課長 | 徳田博一 | ○ |
| 行政経営推進室長 | 金一昇 | ○ | 農業委員会事務局長 | 酒井操 | ○ |
| 企画財政課長 | 斉藤善己 | ○ | 農業委員会事務局次長 | 深田知明 | ○ |
| 企画財政課主幹 | 石橋吉伸 | ○ | 選管局長 | 林伸行 | ○ |
| 住民生活課長 | 長良英俊 | ○ | 選管次長 | 房田敏彦 | ○ |
| 住民生活課主幹 | 山口善勝 | ○ | 監査委員事務局長 | 細川順市 | ○ |
| 保健福祉課長 | 鶴田憲治 | ○ | 企画財政課企画政策担当主査 | 齊藤昭一 | ○ |
| 保健福祉課主幹 | 江草智行 | ○ | | | |
| 特養園長 | 鈴木悦郎 | ○ | | | |
| 特養主幹 | 清野敏幸 | ○ | | | |
| 産業課長 | 酒井操 | ○ | | | |
| 産業課主幹 | 深田知明 | ○ | | | |
| 建設課長 | 上野安男 | ○ | | | |
| 会計管理者 | 土井玉記 | ○ | | | |
| 総務課庶務担当主査 | 伊藤泰広 | ○ | | | |
| 企画財政課財政主査 | 横山智 | ○ | | | |

会議の事務に従事した者の職氏名

| 職名 | 氏名 | 出欠 | 職名 | 氏名 | 出欠 |
|-------|------|----|-------|------|----|
| 事務局長 | 細川順市 | ○ | 事務局主任 | 中橋育美 | ○ |
| 事務局主査 | 石川篤 | ○ | | | |

会 議 に 付 し た 事 件

| 日程 | 区分 | 番号 | 件 名 | 顛 末 |
|----|----|----|--|------------------------------|
| 1 | | | 会議録署名議員の指名 | 7番 藤原 英男 8番 山内 彬 |
| 2 | | | 会期の決定 | 自 3月10日 至 3月23日 (14日間) |
| 3 | | | 諸般の報告 | |
| 4 | | | 町政方針及び行政報告並びに提案理由の説明 | |
| 5 | 同意 | 1 | 網走支庁管内町村公平委員会委員の選任について | |
| 6 | 諮問 | 1 | 人権擁護委員候補者の推薦に関する意見を求めることについて | |
| 7 | 議案 | 4 | 第5次津別町総合計画について | |
| 8 | 〃 | 5 | 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について | |
| 9 | 〃 | 6 | 津別町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について | |
| 10 | 〃 | 7 | 津別町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について | |
| 11 | 〃 | 8 | 津別町税条例の一部を改正する条例の制定について | |
| 12 | 〃 | 9 | 津別町使用料条例の一部を改正する条例の制定について | |

| 日程 | 区分 | 番号 | 件名 | 顛末 |
|----|----|----|--|----|
| 13 | 議案 | 10 | 乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について | |
| 14 | 〃 | 11 | 重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について | |
| 15 | 〃 | 12 | 津別町森の健康館及び山村体験宿泊施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について | |
| 16 | 〃 | 13 | 北海道市町村総合事務組合規約の変更について | |
| 17 | 〃 | 14 | 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について | |
| 18 | 〃 | 15 | 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について | |
| 19 | 〃 | 16 | 網走支庁管内町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増減及び規約の変更について | |
| 20 | 〃 | 17 | 網走地方教育研修センター組合規約の変更について | |
| 21 | 〃 | 18 | 町道路線の廃止について | |
| 22 | 〃 | 19 | 町道路線の認定について | |
| 23 | 〃 | 20 | 平成21年度津別町一般会計補正予算(第9号)について | |
| 24 | 〃 | 21 | 平成21年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)について | |

| 日程 | 区分 | 番号 | 件名 | 顛末 |
|----|----|----|-------------------------------------|----|
| 25 | 議案 | 22 | 平成21年度津別町老人保健事業特別会計補正予算(第2号)について | |
| 26 | 〃 | 23 | 平成21年度津別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)について | |
| 27 | 〃 | 24 | 平成21年度津別町介護サービス事業特別会計補正予算(第4号)について | |
| 28 | 〃 | 25 | 平成21年度津別町下水道事業特別会計補正予算(第5号)について | |
| 29 | 〃 | 26 | 平成21年度津別町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)について | |
| 30 | 〃 | 27 | 平成21年度津別町上水道事業会計補正予算(第6号)について | |
| 31 | 〃 | 28 | 平成22年度津別町一般会計予算について | |
| 32 | 〃 | 29 | 平成22年度津別町国民健康保険事業特別会計予算について | |
| 33 | 〃 | 30 | 平成22年度津別町老人保健事業特別会計予算について | |
| 34 | 〃 | 31 | 平成22年度津別町後期高齢者医療事業特別会計予算について | |
| 35 | 〃 | 32 | 平成22年度津別町介護保険事業特別会計予算について | |
| 36 | 〃 | 33 | 平成22年度津別町介護サービス事業特別会計予算について | |

| 日程 | 区分 | 番号 | 件名 | 顛末 |
|----|----|----|---------------------------|----|
| 37 | 議案 | 34 | 平成22年度津別町下水道事業特別会計予算について | |
| 38 | 〃 | 35 | 平成22年度津別町簡易水道事業特別会計予算について | |
| 39 | 〃 | 36 | 平成22年度津別町上水道事業会計予算について | |
| 40 | 報告 | 2 | 例月出納検査の報告について（平成21年度1月分） | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

(午前10時00分)

◎開会の宣告

○議長（鹿中順一君） おはようございます。農作業の準備が始まっておりますけども朝晩寒い日が続いております。また、今晚からあしたにかけての雪の量が心配されているところであります。

茂呂竹議員より所用のため遅参届が提出されております。

ただいまの出席議員は9名であり、定足数に達しております。

ただいまより平成22年第2回津別町議会定例会を開催します。

◎開議の宣告

○議長（鹿中順一君） これから本日の会議を開きます。

本日の会議に付する議案は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鹿中順一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において

7番 藤原英男君 8番 山内 彬 君

の両名を指名します。

◎会期の決定

○議長（鹿中順一君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

議会運営委員会委員長より会期について報告の申し出がありますので、これを許します。

7番、藤原委員長、登壇願います。

○7番（藤原英男君） 〔登壇〕 ただいま上程されました会期について、議長より指名を受けましたので、議会運営委員会における協議の結果について報告をいたします。

3月5日の議会運営委員会において、本件について協議を行いました。

本定例会における議案の件数は、同意案1件、諮問案1件、条例案8件、単行議案

8件、補正予算案8件、新年度予算案9件、報告1件の36件の内容であります、これに要する会期について当委員会で検討した結果、お手元に配付いたしました会期予定表のとおり、第2回定例会の会期は、3月10日から3月23日までの14日間と決めました。

議員各位におかれましては、議会運営に特段のご協力をお願い申し上げ、委員会としての報告といたします。

○議長（鹿中順一君） お諮りします。

ただいま議会運営委員会委員長より報告ありましたように、本定例会の会期は、本日から3月23日までの14日間にしたいと思います。

これに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から3月23日までの14日間に決定しました。

◎諸般の報告

○議長（鹿中順一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

事務局長に報告させます。

○事務局長（細川順市君） これから諸般の報告を申し上げます。

本日の議事日程については、お手元に配付してあります日程表のとおりであります。

前議会から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付しているとおりであります。

本日の会議に説明のため出席する者の職、氏名はお手元に配付している説明員の出席に関する報告のとおりであります、職務の都合により一部に異動がある場合がありますことをご了承願います。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） これで諸般の報告を終わります。

◎町政方針及び行政報告並びに提案理由の説明

○議長（鹿中順一君） 日程第4、町政方針及び行政報告並びに提案理由の説明を行います。

町長から町政方針及び行政報告並びに提案理由の説明に関して発言の申し出がありますので、これを許します。

町長。

○町長（佐藤多一君）〔登壇〕 おはようございます。町政方針ですけれども、字句に2か所ほど訂正がございます。お話する中で訂正箇所を申し上げたいと思いますので、よろしく願いいたします。

はじめに

本日ここに平成22年度予算の審議をいただく第2回津別町議会定例会の開催に当たり、予算の提出とともに私にとりましても町政執行の最終年となる所信を述べさせていただきます、町議会並びに町民の皆さんのご理解とご協力を改めて申し上げる次第であります。

さて、一昨年秋のアメリカ発の世界同時不況から1年6か月を経て、昨年10月から12月期の実質国内総生産は年率4.6%の大幅なプラス成長となり、二番底の懸念は薄らいだとも言われているところですが、内需は国の景気対策によって押し上げられたにすぎず、国内の生産や雇用、設備投資はピーク時より2割程度落ち込み、依然としてデフレや雇用不安を抱えており実感できる景気の回復が待たれているところです。

このような経済状況の中、平成22年度の予算編成に当たっては、国の地方財政計画をもとに町税と地方譲与税については減収、地方交付税については若干の増を見込み、歳入全体としては、前年度比0.5%増の予算を編成したところであります。

本年度は、第5次総合計画、住生活基本計画、地域公共交通総合連携計画が実際に動き出す年となり、今日まで議会や町民の皆さんと協議を進めてまいりました「町づくり」を具体的に進め、町政の柱としています「歩いて暮らせるまちづくり」を実践してまいる所存であります。

町内経済

基幹産業である農業につきましては、湿害等により懸念されていた生産は堅調に推

移し、一部農産物の価格の高止まりもあり例年の収入を確保したところであります。国の景気浮揚策により、この間6億円を超える各臨時交付金を活用した公共事業の受注により、建設業を中心とした町内経済に活気を与えたところです。

また、林産業においては、昨年前半において雇用調整を余儀なくされた企業もありましたが、アジア向け輸出の回復から梱包材は持ち直しつつあります。しかし、住宅建設戸数は依然回復が鈍く、かつデフレの進行による製品価格の低迷など厳しい経営が続いていますが、各企業は生き残りを賭け新製品の開発や新たな市場開拓に懸命の努力が進められているところです。

また、昨年8月にはKニット津別工場が再開し、この4月からは新たな指定管理者による森の健康館が再開するなど、雇用機会の確保につながる明るい状況も生まれていることから、引き続き生活の基盤となる雇用対策に力を入れてまいります。

行財政改革

総務省より平成17年度を起点に、おおむね平成21年度までの取り組みを示した集中改革プランの公表が、すべての地方公共団体に義務づけられたことから、本町においても平成18年3月に新行政改革大綱を策定し、これを展開する推進計画と自主・自立まちづくり推進計画の取り組みを進めてきたところです。

平成22年度以降につきましても、「自分たちの地域を自分たちの手で」の基本理念に基づき、第5次総合計画の一部として平成22年度を始期とする新行政改革大綱推進計画（改定版）の策定を津別町行政改革推進委員会に諮問し、本年3月末に答申をいただくことになっていることから、これを受けて引き続き行財政改革を推進してまいります。

公会計改革と整備

公会計改革を推進するためには、全庁的な推進体制を確立し、改革の目的を職員自身が理解することが大前提であることから、平成21年度において、外部より専門家を招聘し研修を重ねてきたところです。

本年度においては、平成23年度の整備に向けて、すべての公共資産を公正価値で評価するため、総務省の新地方公会計制度研究会報告書に沿い、固定資産台帳を整備します。

こうした公会計改革の取り組みは、いわゆる財務4標を作成することで終了するものではなく、今後の行財政運営に役立てていく所存です。

第5次総合計画

一昨年7月より町民の皆さん50人による審議会が17回にわたって開催され、昨年12月29日に最終答申が提出されたところです。

平成22年4月からスタートする第5次総合計画は、平成22年度において、基本構想を実現するためのより具体的な実行プランをまとめる準備の年と位置づけるとともに、短期・中期的な財政計画を策定いたします。

ただし、仮称津別町多目的活動センターにつきましては、「町は舞台、町民が主役」の基本構想の実現に向け、行政としてその先導的な役割の一環として、大通りを中心とする商店街の活性化や「田園工房のまち・つべつ」を目指した情報交流拠点として、本年度において北海道森林整備加速化・林業再生事業補助金と地域活性化・経済危機対策臨時交付金の基金事業を主な財源として旧佐々木医院跡地に建設してまいります。

このため、本年2月に設置しました準備会や議会各委員会による検討内容を踏まえ、4月からは平成23年度の開設に向け、町民の代表からなる「まちづくりセンター運営協議会」を立ち上げ、「町は舞台、町民が主役」の拠点施設として管理運営体制やまちづくりセンターの5つの役割と機能について検討を行ってまいります。

歩いて暮らせるまちづくり

まちづくりの基本施策を「歩いて暮らせるまちづくり」とし、意識してさまざまな計画の基本に据えてきたところです。

本年は、この施策を具体的に実行するスタートの年であり、本町が久しく控えていた住宅建築を主体としたハード面の整備が始まることから、各種計画との整合性を図りながらまちづくりを進めてまいります。

職員の意識改革

定員管理計画に基づき職員数が減少する一方で、高度化、複雑化する事務や行政ニーズへの対応、また、住民との連携による総合計画の着実な実行や分権改革の推進による自己決定の領域の拡大等に対応するには、簡素で効率的な組織体制の構築と職員の能力、質の向上が不可欠であり、引き続きグループ制の充実をはじめ職場内外の研

修に通じ、職員の行政能力の向上と意識改革を図ってまいります。

防災行政

安全・安心なまちづくりを進めるためには、災害の未然防止や災害発生時に適切に対応できる防災体制づくりが必要です。そのため、昨年度に引き続き防災訓練や研修会を通じて防災意識の高揚を図るとともに自主防災組織の設立支援など、いざというときに自治会や関係機関、団体等の応援協力が得られる防災体制づくりを進めてまいります。

また、火山噴火対策につきましては、雌阿寒岳火災防災会議協議会の構成員として、周辺市町村や関係機関と連携を図ってまいります。

情報インフラ整備

本町は地形上、テレビ電波の受信状況が悪く、特に農村地帯において長年テレビの難視聴に悩まされてきたところですが、平成21年度からの継続事業として、本年度においてテレビ難視聴対策にあわせ、インターネット高速通信が可能となるよう全町を対象とした光ファイバー網の整備に取り組んでまいります。

地域振興

森林空間を利用して町民の研修、保健休養及び都市住民との交流を図る中心施設である森の健康館につきましては、立地条件等厳しい環境にありますが、新たな指定管理者とともに工夫を重ね利用拡大を図ってまいります。また、この地域を中心とする森林セラピー基地認証をはじめ、町民の森やクリンソウにつきましてもより一層の環境整備に努めてまいります。

愛林のまちな顔である木材工芸館は、平成21年度において周辺を含め外観を整備したところであり、木の拠点として木に触れ合う機会の拡大に努め地場産業の振興につなげてまいります。

相生地域の活性化拠点施設である「あいおい物産館」につきましては、関係者の努力により独創的な新商品を次々に発売し、経営強化を図るとともに津別町にとってなくてはならない観光スポットに成長してきたところです。今後とも運営母体である相生振興公社の主体的努力に期待しつつ必要な支援を行ってまいります。

ふるさと津別の応援団である「東京つべつ会」につきましては、20年を経過した

ことから、改めて会員の拡大や季節滞在の可能性など役員の皆さんと協議を行ってまいります。

また、一昨年より実施しております「ふるさと納税」につきましては、引き続き津別町にご縁のある方に対し「ふるさとつべつ応援基金」にご協力いただけるよう宣伝に努めるとともに、ご趣旨に沿った活用を図ってまいります。

定住対策

平成8年度から取り組んでいます定住促進に対する支援策につきましては、新たに中古住宅の購入助成を加え、平成22年度から3年間の時限で「津別町新ふるさと定住促進条例」を設置したことから、定住に向けたPRを積極的に行ってまいります。

首都圏の団塊の世代等を町内に呼び込み、短期・長期の交流居住を通じて地域振興や定住につなげるため、旧町長公宅などを活用した交流拠点施設の利用を進めてきたところですが、体験移住を希望する方が少なくないことから、新年度より受け入れ条件を整備し、さらなる交流居住事業に取り組んでまいります。

福祉

本町は過疎化による少子高齢化が進み、厳しい財政状況など多くの課題を抱えていますが、町民の皆さん一人一人が健やかで安心して子育てをし、元気な老後を過ごせる地域を目指し、福祉や保健など各分野と連携を深めながら、施策を構築し実施してまいります。

地域福祉につきましては、だれもが自分らしく、安心して暮らせる支え合う体制が確立されるよう、ボランティアや自治会、社会福祉協議会などと協働しながら、「地域の人を地域が支えるネットワークづくり」に取り組むとともに、その指針となる第5次総合計画と整合性を図り、地域福祉計画の策定を進めてまいります。

高齢者福祉につきましては、「第4期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の中間年として、高齢者の皆さんが住み慣れた地域で、自立した生活を営むことが長く続けられるよう、地域包括支援センターを中心として、各事業所や団体と連携しながら介護サービスや地域ケア、健康づくりや認知症対策などに取り組むとともに虐待防止など高齢者の権利を擁護し、介護保険の着実な制度運営とあわせ各種施策の推進を図ってまいります。

障害者福祉につきましては、「障害者計画」及び「障害者福祉計画」に基づき、障害者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう相談体制の充実を図り、地域支援事業など必要な福祉サービスの提供を行うとともに、障害者の就労支援として新たに福祉寮の清掃などを就労の場として提供いたします。また、障害者自立支援協議会をとおして、ネットワークを構成する関係機関とともに地域課題の解決に取り組む機能の向上を図ってまいります。

子育て支援

子育て支援につきましては、新たに策定した「次世代育成支援対策推進行動計画後期計画」に基づき、だれもが安心して子育てができ、子どもたちが健やかに成長するサービスを提供してまいります。

本年度は新たに新生児誕生祝い品の支給やインフルエンザ予防接種の助成、中学生まで入院、通院とも初診等一部負担金のみとする乳幼児等医療費助成の拡大など、子育て世帯への経済支援を進めてまいります。

保育所につきましては、少子化や保育所施設の老朽化を勘案し、改築を含めた施設のあり方について、基本的な方向の検討を本格化させてまいります。

母子保健につきましては、妊婦健診の公的負担を継続するなど乳幼児健診や各事業の実施による子育て支援とあわせながら、母子の健康保持増進を図ってまいります。

地域医療と保健制度

医療につきましては、本町唯一の総合病院である津別病院に対する支援を継続するとともに、町づくりの根幹となる地域住民の生命や安全の確保を念頭に、保健医療サービスの充実のため相互に連携を図ってまいります。

国民健康保険につきましては、制度が抱える脆弱な財政基盤による構造上の問題が一層深刻になっていることから、国において新たな制度の検討が始められているところです。本町におきましても、年々医療費が増加していることや診療報酬の見直し、社会経済の低迷などから厳しい財政運営が予測されることから、長期的に安定した制度運営のためにも、特定健康診査や特定保健指導の効率的な推進による医療給付の削減や適正な負担等を講じながら、健全な財政運営に努めてまいります。

老人保健事業特別会計につきましては、本年度をもって廃止となりますが、遺漏の

ないよう適切な事務処理を行ってまいります。

後期高齢者医療保険につきましては、国より制度廃止の方向が示されているものの当分の間は現状の制度が維持されることとなります。今後、医療費等の伸びにより保険料の増は避けられない状況であることから、広報等をとおして的確な情報を周知するとともに、軽減措置も含め引き上げ緩和のための対策に注視しながら、北海道後期高齢者医療広域連合と連携を図り適切な業務運営を行ってまいります。

介護サービス

介護保険制度は10年が経過し、制度自体も定着し高齢者に対するサービスの需要が増加しています。

本町が実施している介護サービス事業は、短期入所を含む特別養護老人ホーム、デイサービス、介護支援、介護予防の4事業で、昨年は初の介護報酬のプラス改訂、この改訂の「訂」を「定」めるという字にかえていただきたいというふうに思います。プラス改定があり、さらに事業運営の安定化を目指し医療や福祉関係機関と連携を図ってまいりました。引き続き専門職としての自己研鑽と知識や技術の習得を行い、入所者が安心して暮らせる施設づくりを基本として、質の高いサービスを提供してまいります。

安全・安心なまちづくり

交通安全においては、昨年6月18日に交通事故死ゼロ1,000日を達成し、本年度も事故死ゼロ1,500日を目標に掲げ、住民一人一人が家庭内や地域、職場において交通事故を起こさない、遭わないための意識と知識を高めるため、交通安全協会をはじめ各関係機関、団体と連携を図りながら交通ルールの遵守、モラルの徹底など啓発活動を継続して進めてまいります。

また、近年少年犯罪の凶悪化、低年齢化が進み、薬物乱用についても拡大していることから、津別町青少年問題協議会をはじめ各関係機関と連携を図りながら未然防止に取り組んでまいります。

本町は防犯に対する地域住民の連帯意識が高く、関係団体を中心とした防犯などの安全活動により大きな事件は発生していませんが、地域の安全は地域住民が豊かでゆとりある社会を営む上での基盤となるものであり、今後においても防犯協会やボラン

ティア関係団体と連携し、安全、安心で住みよい地域社会を構築してまいります。

一般廃棄物

平成17年4月より開始したごみ処理有料化は5年が経過したところですが、町民の皆さんの分別に対するご協力と各自治会役員によるごみステーションの巡視等のご協力により、分別の徹底が図られごみ処理量は減少してきたところです。

焼却施設につきましては、稼動開始後18年が経過し焼却炉や排ガス処理施設の老朽化が進んできたことから、広域処理の可能性について検討を行い、本年度より本町の可燃ごみを大空町の焼却施設へ搬入し、大空町の生ごみを本町で処理することで合意したところです。

今後におきましても経費節減の観点から一層の分別や減量化を進めるとともに、資源循環型社会に向けた意識の高揚を図り、リサイクルとごみを出さない運動など環境衛生推進協議会と連携して事業の推進に努めてまいります。

地球温暖化防止

平成20年6月に制定した「津別町地球温暖化対策実行計画」により、津別町役場及びその他関連施設において行う事務や事業から発生する温室ガス排出量を抑制する措置を定め、昨年12月より公共施設に木質ペレットボイラーを導入したことから、これにより二酸化炭素の排出量を抑制し、一層の計画達成を目指してまいります。

また、本年度より太陽光発電施設の導入に対する助成制度を設け、一般家庭においても地球温暖化の防止が図られるよう取り組みを進めてまいります。

住民との協働

少子高齢化や地方分権など社会情勢が変化する中、従来どおりの公共サービスだけでは地域課題を解決することはできない状況になると考えられることから、町民の皆さんに平易な言葉で情報を伝え、行政と役割分担が行える仕組みづくりを進めてまいります。

これまでその一環として平成16年より地域と行政のパイプ役として地域担当連絡員を配置し、パートナーシップの構築を進めてきたところですが、住民参画、協働社会の実現の理念に基づき、引き続き自治会組織など関係団体と連携し、自治基本条例の制定を視野に入れた協働のまちづくりを進めてまいります。

社会資本の整備

町道の整備につきましては、昨年定めました市街地の町道整備の優先順位に基づき、整備を進めるとともに維持管理を行ってまいります。

国道240号線本岐バイパスのルート変更に伴う改築工事はまもなく完了し、本年度からは全線新ルートでの通行となり、町道と接続する旧国道の一部が町に移管される予定です。

道道北見津別線開成峠の登坂車線の造成につきましては、昨年度に調査を終え、今年度に着工する予定であり、また道が管理する一級河川網走川の改修計画につきましては、昨年に引き続き計画区間の早期完成について要望してまいります。

町営バス運行につきましては、平成20年度に策定した「地域公共交通総合連携計画」に基づき、本年度より二又線を廃止し、混乗スクールバスを運行する計画であり、今後においても、町民の足の確保を基本としながら、限りある基金をベースにバス事業の効率化を進めてまいります。

町営住宅の整備につきましては、老朽化が著しい町営住宅の改善を図るため、平成20年度に「住生活基本計画」を策定したところですが、本年度においては、この計画に基づき「まちなか団地」内の第1工区（平成22年度、平成23年度継続）に18戸の町営住宅を建設するとともに、平成23年度に建設する2工区の旧営林署官舎等の解体工事を行ってまいります。また、町営住宅の建設に当たっては民間活力を活用し、良質な性能の町営住宅を建設してまいります。

上下水道事業

水道事業につきましては、本年度の主な事業は、恩根配水池の機器更新事業及び水道管路GISシステムの構築が主なものであり、安全で良質な水道水を安定的に供給するとともに適切な維持管理に努めてまいります。

下水道事業につきましては、昨年度より実施しております污水管テレビカメラ検査及び下水道管理センター屋根の改修工事を実施してまいります。

また、上下水道事業の経営改善を進め、サービスの維持、向上に努めてまいります。

商工観光

消費人口の減少や景気の低迷、公共事業の削減による需要の停滞、価格破壊や近郊

大型店への購買力の流出など、本町の商工業を取り巻く環境は依然として厳しい状況にありますが、津別町商工会は昭和35年に設立され、本年50周年を迎えることからプレミアム商品券の発行など記念事業への助成を行うとともに、中小企業の経営安定を図るため、融資や利子補給など商工業への支援を継続してまいります。

また、津別峠やチミケップ湖の貴重な自然、景観の保全と活用による観光客の誘致や4月から再開する森の健康館への誘客活動やイベント等への支援を行うとともに、スポーツ合宿やグリーン・ツーリズムによる交流人口の拡大を図り、町内購買力の拡大につながるよう進めてまいります。

また、姉妹都市である南アルプス市や船橋市との交流事業をとおり、本町の特産品や新製品の売り込みを引き続き進めてまいります。

さらに、台湾彰化県二水郷との交流につきましては、津別町日台親善協会や昨年12月に設立されました台北駐日経済文化代表処札幌分処等の協力を得ながら相互訪問を続けることにより、将来さまざまな分野での交流が進み、本町の活性化につながるよう取り組みを進めてまいります。

農業

WTO農業交渉や日豪EPA交渉など農業の国際化が進展する中、本町の農業は後継者不足による農家戸数の減少、農業従事者の高齢化、国民の職の安全や環境に対する関心の高まりへの対応など多くの課題に直面しています。

国は現在、農業政策の基本となる「食料・農業・農村基本計画」の見直しを進めており、本年度より戸別所得補償制度モデル事業が水田農業経営において実施され、平成23年度からは本格的な戸別所得補償制度の導入など農政の抜本的な見直しとあわせ、食料自給率の向上や6次産業化などの検討を進めてまいります。

本町は、小麦、馬鈴しょ、てんさい、豆類を中心とする土地利用型作物に野菜類を取り入れた畑作経営と飼料作物を作付する酪農経営が混在する畑作酪農地帯であり、引き続き国等の動向を注視しながら地域の実情に即した農業施策を推進し、地域農業の活性化に努めてまいります。

一昨年より進めております国営農地再編整備事業につきましては、受益者要望調査に基づき、本年度より農業生産基盤の整備水準の均一化と農地の利用集積を図るため

の地区調査に移行し、受益者要望量の確定を行ってまいります。

循環型農業の推進につきましては、引き続き津別町有機農業推進協議会を中心として、環境への負荷を減らしたクリーン農業、有機農業の拡大に向けて取り組みを進めてまいります。

また、地場産品の利用拡大の一環として学校給食での利用を図り、かつ、農商工連携による地場産業活性化協議会の立ち上げを模索し、ブランド力向上と販路開拓に取り組むとともに、修学旅行生を中心としたグリーン・ツーリズムの受け入れ体制の充実を図ってまいります。

シカ害が対策につきましては、昨年度実施した再整備調査結果を踏まえ、津別町被害防止計画を策定し、計画的な被害対策を進めてまいります。

林業

林業、林産業につきましては、住宅着工の激減や、輸出産業の停滞により製材等の流通が鈍化したことから、原木の買い控えなどにより山元での原木生産活動に影響が出ており、工場における原料確保に苦慮する状況が続き、林業生産活動が停滞するなど依然として厳しい状況となっています。こうしたことが伐採後の植林が進まない要因となり、森林の持つ公益的機能や木材資源の保全に大きく影響することが懸念される所ですが、一昨年度に創設しました「丸玉産業森づくり基金」を有効に活用し、計画的な山づくりを進めてまいります。

また、国の林業関連予算は森林吸収源対策の推進に力点を置き、前年度より増額となったことから、各種補助事業を的確に把握し、林業、林産業界との連携を図り地域林業生産活動と森づくりを支援してまいります。

また、森林の持つ公益的機能の保全と、持続可能な森林経営と木材、木製品のブランド化による流通拡大を図るため森林認証取得に向けた取り組みを進めてまいります。

津別町バイオマスタウン構想に基づく木質バイオマスの利活用施設として、昨年度ペレット製造工場を設置したところですが、原料集荷体制の確立とペレットストーブの普及を図り、環境保全地域循環、次の型というのを削除していただきたいと思えます。環境保全型地域循環社会の形成に取り組んでまいります。

町民共有の財産である町有林につきましては、第12次森林施業計画（平成21年

から平成25年)により適切な施業管理を行うとともに、カラマツ林の継続的な伐採を計画し、伐採跡地にはカラマツの再生林を基本として将来の財産形成と地域林産業の活性化を図ってまいります。

学校教育

学校教育の役割は、これからの社会を担う子ども一人一人が、個性や能力を最大限に発揮しながら、自立した人間として生きていけるよう確かな学力、思いやりの心、生涯を通じて健康に過ごすことができる健やかな体をバランスよくはぐくませることにあります。

しかし、一方において、子どもたちの学ぶ意欲の低下、規範意識や道徳心、自律心の低下、いじめ不登校、体力の低下、学校の安全管理など、喫緊に対応すべきさまざまな教育課題に直面していることから、義務教育はまさに人間として生活する上でその基礎となる重要な教育です。

こうしたことから、本町においては津別小学校の新4年生、5年生において少数学級を編成するなど、教育委員会と学校が連携強化して柔軟性のある教育行政を推進してまいります。

また、特色ある学校づくりに向け、愛林のまちらしい木育や地産地消の拡大による食育の充実を図るとともに、発達障がいのある児童生徒が安心して通学できるよう特別支援教育の一層の充実を努めてまいります。

校舎などの施設の安全性につきましては、平成19年度において、津別小学校及び活汲小中学校の校舎、屋内体育館の耐震診断調査を実施した結果、いずれの施設も一部に強度不足の箇所があることが判明していますことから、今後、施設整備計画を策定し、安全性の確保に努めてまいります。

また、一昨年からの新たな事業としてスクールガードリーダーによる学校安全点検指導と昨年末にスタートした学校支援地域本部事業を活用したPTAによる通学路の不審者巡回点検活動、さらに従来の津別町生活安全推進パトロール連合会による安全見守り隊の協力を得ながら、より一層不審者から児童生徒の通学時の安全対策を図ってまいります。

津別高等学校につきましては、地域と学校の努力やこれまでの支援策が浸透し、今

年度の入学願書出願者が41人となり、引き続き二間口が確保される見込みとなりました。しかし、少子化が進む中、将来的にも二間口を堅持することは大変厳しいと推測されるため、引き続き津別高等学校推進対策の強化に努めてまいります。

社会教育

少子・高齢化社会における社会教育は、子どもから高齢者まで町民一人一人の生涯学習を基本とし、それぞれ生活に応じた事業を展開し、みずから学び実践できる教育環境づくりを積極的に努めてまいります。

社会教育事業の推進基盤となる中央公民館、生活改善センター、多目的運動公園、温水プールなどの施設維持管理につきましては、施設機能の充実を図り利用促進に努めるとともに、利用者の協力を得ながら効率的な運営を進めてまいります。

芸術文化の振興につきましては、本年度は日本フィルセミナーコンサート15周年記念事業を計画するなど町内文化団体の活動を支援するとともに、優れた文化や芸術鑑賞機会の充実に努めてまいります。

社会体育事業につきましては、年々町民の健康や体力づくりへの関心と意欲が高まる中、健康で明るいまちづくりを目指し、関係課、機関との連携を図りながら町民の健康づくりに一層努めてまいります。

スポーツ合宿につきましては、活力あるまちづくりと交流人口の拡大による地域経済の活性化に向け、関係機関、団体と連携を図りながら合宿誘致に積極的に取り組んでまいります。また、本年度はレベルの高い船橋ポートジュニア野球クラブが来町することから、地元中学生や斜網の中学生による選抜チームとの対戦を大いに楽しみにしたいと思います。

財政運営

国の平成22年度予算編成方針は、「コンクリートから人へ」や「地域主権」などの理念に基づき、国民の暮らしに直結する経済指標を重視するとともに、デフレ克服に向け日本銀行と一体となった強力かつ総合的な取り組みを行い、平成21年度第2次補正予算と平成22年度予算を一体として切れ目なく執行することにより景気が再び落ち込むことを回避し、着実に回復させながら将来の安定的な成長につなげようとしています。

このような基本方針の中で平成22年度地方財政対策は、個人所得の大幅な減少や景気後退に伴い、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が落ち込む一方、社会保障関係経費の自然増や公債費が高い水準で推移していることから、公務員の定数削減や人件費削減によってもなお、過去最大の1兆8,168億円の財源不足が生じ、平成8年度以降15年連続して財源不足が生じているところです。

過疎市町村にとって歳入の根幹となる地方交付税の総額は、前年度比1兆7,333億円増の1兆6,935億円、前年度比6.8%増で、これに臨時財政対策債を含めた実質的な地方交付税の総額は、前年度比3兆6,316億円増の2兆4,604億円、前年度比17.3%増となったところですが、総額を確保するための方策として、これまでと同様に建設地方債、臨時財政対策債を増発するとともに平成20年度分の精算を全額繰り延べすることとしています。

このような中、本町の地方交付税の予算計上に当たっては、今年度の伸び率を単純に当てはめることなく、予算編成時において知り得た情報を勘案し、前年度比0.4%増の2億6,100万円とし、地方交付税と臨時財政対策債の合算額は、前年度比4.3%増の3億4,300万円と見積もったところです。

また、特別会計等の増減の主な要因につきましては、国民健康保険事業特別会計は一般被保険者療養給付費等による増、老人保健事業特別会計は医療費精算分の予算計上、後期高齢者医療事業特別会計は広域連合納付金の増、介護保険事業特別会計は保健給付費等の減、介護サービス事業特別会計は代替臨時職員等の増、下水道事業特別会計は、借換債の借入減、簡易水道事業特別会計は国道240号配水管移設工事の減、上水道事業会計につきましては資本的支出の増によるものです。

総括

以上により編成しました平成22年度各会計予算は、一般会計4億6,500万円（前年度比0.5%増）、国民健康保険事業特別会計9億2,720万円（前年度比0.6%増）、老人保健事業特別会計100万円（前年度比80.0%減）、後期高齢者医療事業特別会計8,080万円（前年度比0.5%増）、介護保険事業特別会計4億3,800万円（前年度比1.1%減）、介護サービス事業特別会計2億7,390万円（前年度比2.1%増）、下水道事業特別会計3億8,430万円（前年度比37.

7%減)、簡易水道事業特別会計4,090万円(前年度比19.2%減)、上水道事業会計2億1,500万円(前年度比4.2%増)、合計70億2,610万円(前年度比2.9%減)となりました。

結び

冒頭でも述べましたが、平成22年度予算は任期最終の予算であり、4年間の集大成となるものです。就任以来、さまざまな計画づくりに着手するとともに着実に起債残高を減少させ、基金の確保に努めてまいりました。本年度はこの計画の一部が実行に移され、少しずつ町が変わっていく様子が実感できる年になるものと考えています。夢を目標に変え、一つ一つ実践するステージの幕が上がります。町民の皆さんとワクワクしたまちづくりを進めてまいりたいと思います。

そして、今年も町政方針のサブタイトルを「あいさつをしあう町に」としました。津別町に合宿、旅行、研修などで滞在された方たちから「道端でこんにちはと声をかけられる。いい町ですね。」と言われることが多くなりました。すばらしいことだと思います。今年もしっかり町政を進めてまいりますので、町民の皆さんのご協力を引き続きお願いし、所信といたします。

それでは、次に行政報告並びに提案理由をお話したいと思います。

さきに発言のお許しをいただきましたので、引き続き第1回臨時議会後の行政報告と本日付議いたしております35件の議件につきまして、提案の概要をご説明申し上げます。

初めに、第33回冬季町民スポーツ大会についてであります。1月30日に津別小学校スケートリンクにおいてスケート大会が開催され、津別スケート少年団や活汲小学校児童など25名が参加し、健脚を競いました。一般のリレーでは5チームの参加があり、転倒する選手も出るなど大いに会場を沸かせたところであります。また、2月7日には共和の町民スキー場においてスキー大会が開催され、小学生など32名が参加し、練習の成果を発揮し果敢に旗門を攻めておりました。今回の冬季町民スポーツ大会の運営にご協力いただきましたスケート連盟、スキー連盟並びに体育指導員など多くの関係者の方々に深く感謝申し上げます。

次に、全国麦作共励会についてであります。全国米麦改良協会と全国農業協同組

合中央会が主催する、2009年度全国麦作共励会の個人の部において、津別町字豊永、高橋和男様が農林水産大臣賞を受賞され、2月18日、東京において高橋様ご夫婦が出席し授賞式が行われたところです。日ごろからの土づくりの励行と、経営コスト低減による良質小麦生産の取り組みが高く評価されたことに対し、深く敬意を表するところです。引き続き安定的な経営展開と一層の生産性向上に努められ、地域農業の振興発展の牽引者としてご活躍を願うものであります。

次に、有機農業公開セミナーの開催についてであります。2月24日、NPO法人有機農業技術会議（長野県）主催と津別町有機農業推進協議会、津別町、津別町農業協同組合が共催し、セミナーが中央公民館で開催され、網走管内を中心に道内外から180人が参加されました。セミナーでは、有機農業の取り組み状況が報告され、基調講演では元北海道副知事で酪農学園大学の麻田信二理事長が、環境に負荷を与えない維持可能な農業を確立するには土づくりが基本であると話され、続くパネルディスカッションでは参加者との意見交換が行われたところです。今後とも有機農業の取り組みが拡大されるよう引き続き関係機関と連携し、支援協力を図ってまいります。

次に、季節労働者の冬期就労支援についてであります。一昨年度より実施しております季節労働者の支援につきましては、今年度も2月3日より町有林の枝打ち作業を3月中旬までの18日間、延べ199人の稼働を予定しております。季節労働者への支援対策につきましては、今後も継続する方向で取り組んでまいります。

次に、建設工事等の発注状況についてであります。3月1日現在において、一般土木工事関係については、一般維持補修工事ほか12件、6,965万7,000円、一般建築工事関係については、豊永教員住宅浴室等改修工事ほか20件、3億3,669万4,000円、上下水道工事関係については、津別川伏越配水管改修工事ほか20件、9,118万3,000円、設計等委託業務関係については、汚水管テレビカメラ検査業務委託（その4）ほか25件、5,973万6,000円となっており、平成22年第1回臨時会における地域活性化・きめ細かな臨時交付金に係る補正分を除き平成21年度通常分はすべての発注を終了し、総額5億5,727万円となっております。

次に、津別町森の健康館及び山村体験宿泊施設の愛称についてであります。長い

間親しまれてきました「ホテルフォレスター」に変わる愛称として、新たな指定管理者であります株式会社アンビックスにおいて十分検討を行った結果、「清流と森爛漫の奥屈斜路温泉・ランプの宿 森つべつ」と決定した旨の連絡がありました。指定管理者においては4月オープンに向けて諸準備が鋭意進められているところであります。

引き続き、本日の付議々件について、提案の理由をご説明申し上げます。

同意第1号 網走支庁管内町村公平委員会委員の選任については、現委員の鬼塚日出男氏が平成22年3月31日をもって任期満了となりますので、後任についても紋別郡湧別町在住の奥谷公敏氏を選任いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦に関する意見を求めることについては、現職の人権擁護委員である修田健恵氏の任期が本年6月30日で満了となることから、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、候補者の推薦について議会の意見を求めるものであります。

議案第4号 第5次津別町総合計画については、津別町総合計画策定審議会より答申を受け、計画案を策定しましたので、平成22年度より平成31年度までの本町の最上位計画として、地方自治法第2条第4項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第5号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第6号 津別町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第7号 津別町教育委員会委員長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、特別職報酬等審議会の答申を受けて、月額議員報酬及び特別職の月額給与の見直しを期末手当の支給月数の見直しとあわせて行おうとするものであります。また、議員報酬につきましては、月の中途での離職等に対する議員報酬の日割り支給規定及び議員活動を一定期間できない場合の議員報酬減額規定を追加するものであります。

議案第8号 津別町税条例の一部を改正する改正する条例の制定については、本町の観光振興を図るため、日帰り入湯税の税率を150円から50円に改正しようとするものであります。

議案第9号 津別町使用料条例の一部を改正する条例の制定については、生活改善

センター改修工事の実施に伴い、一部会議室使用料の見直し並びに新設しましたシャワー室の使用料を定めるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第10号 乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定については、子育て世帯への経済支援のため、医療費助成の対象範囲が小学生の入院までであったものを、中学生の通院と入院まで町独自に拡大することに伴う関係条文の改正と、あわせて文言の整理を行おうとするものであります。

議案第11号 重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定については、身体障害者福祉法施行令の一部を改正による身体障害者の認定基準の追加に伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第12号 津別町森の健康館及び山村体験宿泊施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、本年4月1日より、新たな指定管理による管理を行わせることから、施設内の名称及び利用料の設定について見直しを行い、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第13号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について、議案第14号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について、議案第15号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更については、事務組合を組織する団体の一部が解散等を行うことにより規約の変更が必要となることから、地方自治法第286号第1項の規約により変更協議をすることとなり、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第16号 網走支庁管内町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増減及び規約の変更については、網走支庁管内町村交通災害共済組合が解散することから、共同設置する数を減少させるとともに、網走支庁の改称による名称の変更等による規約の改正について、地方自治法第252条の7第3項の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第17号 網走地方教育研修センター組合規約の変更については、事務組合として共同運営しております網走地方教育研修センターにおいて、網走支庁がオホーツク総合振興局に名称変更となることから、津別町教育委員会の意見を付し、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第18号 町道路線の廃止について及び議案第19号 町道路線の認定については、網走川河川改修工事に伴い、石山橋の架け替により町道起点位置の変更が生じたので、路線の変更を行おうとするものであります。

議案第20号 平成21年度津別町一般会計補正予算（第9号）については、歳入歳出予算の総額に対し歳入歳出それぞれ228万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を58億6,150万8,000円とするものであります。

今回の補正につきましては、平成22年度4月から営業開始する森の健康館管理業務準備経費及び子ども手当創設に伴い、システム改修の補正並びに積立金、繰出金等の補正を主に、これまでに確定しております経常経費、投資的経費等の精査を主なものとして、歳入歳出予算の補正をお願いするものであります。

以下、補正の内容につきまして歳出歳入の順で申し上げます。

歳出では、総務費で電算化推進経費を399万8,000円の減額、財政調整基金積立金として356万4,000円の追加、町有建物等営繕事業を535万5,000円の減額、地域振興基金積立金として3,000万円の追加、森の健康館管理業務として2,040万4,000円の追加、ふるさと定住促進事業を600万円の減額。

民生費で、障害者自立支援事業経費として1,147万7,000円の追加、介護サービス事業特別会計繰出金として651万4,000円の追加、児童福祉事務経費として338万2,000円の追加。

衛生費で、予防接種経費を193万8,000円の減額、下水道事業特別会計繰出金を122万8,000円の減額、簡易水道事業特別会計繰出金を33万5,000円の減額、保健師活動経費を167万6,000円の減額。

農林業費で、農業新規参入者支援対策事業を500万円の減額、21世紀北の森づくり推進事業を655万1,000円の減額、町有林整備事業を552万3,000円の減額。

土木費で、道路除排雪経費として517万5,000円の追加、町営住宅整備事業を433万6,000円の減額。

教育費で、小学校施設整備事業を128万5,000円の減額、中学校施設整備事業を104万7,000円の減額、公民館管理経費として190万2,000円の追

加、生活改善センター施設整備事業を369万7,000円の減額、社会体育事務経費として30万円の追加、トレーニングセンター管理経費として86万8,000円の追加。

歳入では、使用料及び手数料で276万5,000円の減額、国庫支出金で303万7,000円の減額、道支出金で132万5,000円の追加、財産収入で857万6,000円の追加、寄附金で40万円の追加、繰入金で432万5,000円の減額、諸収入で404万8,000円の追加、町債で193万4,000円の減額をするものであります。

このほか、地方債の2件の変更を行い、補正予算の編成をしたものであります。

議案第21号 平成21年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）については、歳入歳出予算の総額からそれぞれ87万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を9億2,251万7,000円とするものであります。

歳出では、給付実績に伴う保険給付費の減額と国保システム改修負担金に伴う補正であり、歳入では保険給付費の実績に伴う療養給付費交付金及び前期高齢者交付金の補正と、国保システム改修負担金に対する財政調整交付金の追加により、補正予算を編成したものであります。

議案第22号 平成21年度津別町老人保健事業特別会計補正予算（第2号）については、歳入歳出予算の総額から488万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を303万1,000円とするものであります。

歳出では、請求実績に伴う医療諸費の減額であり、歳入では過年度医療費過誤納と不正利得による返納金の増額と医療諸費の実績に伴う一般会計繰入金の減額により、補正予算を編成したものであります。

議案第23号 平成21年度津別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）については、歳入歳出予算の総額から475万円を減額し、歳入歳出予算の総額を7,248万3,000円とするものであります。

歳出では、保険料の実績に伴う後期高齢者医療広域連合納付金の減額と一般会計への繰出金の補正であり、歳入では後期高齢者医療保険料の減額と連合会より交付された高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金の追加により、補正予算を編成したもので

あります。

議案第24号 平成21年度津別町介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）については、歳入歳出予算に歳入歳出それぞれ55万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億7,300万5,000円とするものであります。

歳出では、特養の共済費、賃金及び還付金の追加、デイサービスの需用費の減額であり、歳入ではサービス収入の減額、繰入金を追加し、補正予算を編成したものであります。

議案第25号 平成21年度津別町下水道事業特別会計補正予算（第5号）については、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ216万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を6億7,108万2,000円とするものであります。

歳出では、各施設管理経費の精査によるものが主なものであり、歳入では事業の確定により国庫補助金、繰入金及び町債を減額し、分担金及び消費税還付金及び還付加算金を追加し、補正予算を編成したものであります。

議案第26号 平成21年度津別町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）については、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ33万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を6,198万3,000円とするものであります。

歳出では、事業確定により管理費を減額し、歳入では国道240号配水管移設工事に係る消防施設分の負担金を追加し、一般会計からの繰入金及び雑入を減額し、補正予算を編成したものであります。

議案第27号 平成21年度津別町上水道事業会計補正予算（第6号）については、収益的収入及び支出で、支出において営業費用の原水及び浄水費、総係費、減価償却費及び資産減耗費で66万8,000円を追加し、収益的支出の総額を1億2,694万6,000円とし、議会の議決を経なければ流用できない経費の変更を行い、補正予算を編成したものであります。

議案第28号 平成22年度津別町一般会計予算について、議案第29号 平成22年度津別町国民健康保険事業特別会計予算について、議案第30号 平成22年度津別町老人保健事業特別会計予算について、議案第31号 平成22年度津別町後期高齢者医療事業特別会計予算について、議案第32号 平成22年度津別町介護保険

事業特別会計予算について、議案第33号 平成22年度津別町介護サービス事業特別会計予算について、議案第34号 平成22年度津別町下水道事業特別会計予算について、議案第35号 平成22年度津別町簡易水道事業特別会計予算について、議案第36号 平成22年度津別町上水道事業会計予算についての9件につきましては、先の平成22年度町政方針においてご説明申し上げましたので、よろしく願いいたしたく存じます。

以上、提案議件につきまして申し上げましたので、慎重にご審議の上、原案にご協賛賜りますようお願い申し上げ、行政報告並びに提案理由の説明にかえる次第であります。よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 以上で町政方針及び行政報告並びに提案理由の説明を終わります。

暫時休憩をします。

休憩 午前11時13分

再開 午前11時30分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

◎同意第1号

○議長（鹿中順一君） 日程第5、同意第1号 網走支庁管内町村公平委員会委員の選任についてを議題にします。

内容の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐藤正敏君） ただいま上程となりました同意第1号につきまして内容のご説明を申し上げます。

提案理由にもありましたけれども、網走支庁管内町村公平委員会委員の選任につきましては、現公平委員会委員鬼塚日出男氏が平成22年3月31日をもって任期満了となるため、委員会規約第3条第1項の規定により後任の候補者を選任いただきたく

議会の同意を求めるものであります。候補者といたしまして、住所、紋別郡湧別町曙町119番地、氏名、奥谷公敏氏、生年月日、昭和24年8月8日でございます。奥谷氏は、平成15年2月から平成21年10月まで旧湧別町長の任にあり、合併による失職後、新湧別町長誕生までの間、湧別町職務執行者を務められておられました。委員の任期につきましては、平成22年4月1日から平成26年3月31日までの4年間となります。なお、管内公平委員会の定数は3であり、他の2名は、端野町長でありました田中誠氏、任期は平成23年3月31日、清里町助役でありました安井利一氏で任期は平成25年3月31日までとなっております。

以上、ご説明申し上げましたので、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

討論を省略し、これより同意第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

◎諮問第1号

○議長（鹿中順一君） 日程第6、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦に関する意見を求めることについてを議題にします。

内容の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐藤正敏君） ただいま上程となりました諮問第1号につきましてご説明を申し上げます。

人権擁護委員候補者につきましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、町長が議会の意見を聞きまして推薦を行うものでございます。現在、本町では2名の

方が人権擁護委員として委嘱されております。そのうちの1名の修田健恵氏が平成22年6月30日をもって任期満了となることから、その後任の候補者を推薦するものでございます。候補者として推薦するのは、引き続き津別町字本岐73番地にお住まいの修田健恵氏でございます。生年月日は、昭和23年1月18日生まれ62歳の方でございます。修田氏につきましては、平成16年7月1日から同委員の職にあり、人権、執権はもとより経験も豊富で、活動実績及び年齢基準も満たしていることから適任者として配慮いたしましたので、引き続き人権擁護委員として推薦いたしたく議会の意見を求めるものでございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結いたします。

討論を省略し、これより諮問第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり答申することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり答申することに決定しました。

◎議案第4号

○議長（鹿中順一君） 日程第7、議案第4号 第5次津別町総合計画についてを議題にします。

内容の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（斉藤善己君） ただいま上程となりました議案第4号 第5次津別町総合計画について説明します。

説明に当たりましては、去る2月4日の全員協議会において詳細について説明を行っておりますので、簡潔に提案をさせていただきたいと思っております。

では、議案別冊の第5次津別町総合計画に基づき、その要旨についてご説明申し上げ

げ提案とさせていただきます。まず、1ページをお開きいただきたいと思います。はじめについてですが、ここでは新しいタイプの計画づくりに取り組んできた策定審議会としての計画策定に対する姿勢が示されているものであります。

次に、2ページをごらんいただきたいと思います。計画の基本と構成についてです。上段の四角の囲みの中には、平成22年度からの10年計画であることをはじめ、この計画の位置づけが記載されているところでございます。

次に、3ページをごらんいただきたいと思います。計画の構成では、これまでの計画とこれからの計画ということで従来の計画とは違ってビジョンや基本的構えからなる基本構想と、その実現に向けた個々のプロジェクトと、その担い手を明確にした実行計画から成り立っているとしています。

次に、4ページの2、基本構想では、津別に暮らす町民一人一人が望む将来像を展望し、そして個性と魅力あふれるまちづくりのための基本的コンセプトと将来像を描いた内容としております。

次に、5ページの3、実行計画では、基本構想に沿ってその実現のための具体的な計画事業とプロジェクトを取り出し、それを町民の手によって実行していく行動計画を織り込んだものとしております。

次の同ページの4、行政は基盤整備と実行支援に徹するところでは、この計画を実現していくため、機能的で効率的な行政運営を目指さなければならないとしているところでございます。

次に、7ページをごらんいただきたいと思います。基本構想についてであります。最大の資源は、町民6,000人の意思と行動力であるとしています。ここでは、総合計画は行政のみならず、町全体の自治体運営の指針として、その実行には町民の力、行政の力、地域の力の結集が必要としており、町民主導の真の自治の精神を確立した先駆的自治体づくりを目指すとしているところであります。

次に、8ページの2では、住民みずからが主体的にまちづくりを進める住民自治に言及し、「町は舞台、町民が主役」による新たなまちづくりを基本的理念としてまとめ上げられたものであります。

次に、10ページの3、津別の潜在力を見極める、まちづくりのための四つの基盤

をごらんいただきたいと思います。ここでは、津別町の地域資源、潜在能力としてまとめ上げられたものであります。

次に、11ページをごらんいただきたいと思います。4、津別町が直面する主な課題と今後の展開方向では、これから取り組む五つのテーマについてを記載しております。我が町のプラス面をさらに膨らませ、マイナス面をいかに克服していくかという視点でこれから取り組んでいくべき新しいまちづくりに向けたテーマを、にぎわいと憩いの場とまちの顔づくりをはじめ五つに絞り込んだものであります。

次に、14ページの5、新しいまちづくりに向かって大小無数の工房を組織し、地域の土台となる産業の活性化や、それを通じた雇用の機会を創出し、まちづくりに取り組むことが持続可能な地域社会の形成に必要と考え、「田園工房のまち・つべつ」を構想としたものであります。とりわけ、この「田園工房のまち・つべつ」の構想は、単なるものづくりにとどまることなく、まさに町民が主役のまちづくりのための将来像となっているものであります。

次に、15ページをごらんいただきたいと思います。6、三つの戦略プロジェクトを構想するについてであります。この戦略プロジェクトは、10年後の津別に向けて町を挙げて取り組む最重要企画として構想されたもので、中心市街地活性化プロジェクト＝まち並み再生戦略、地場産業活性化プロジェクト＝個性ある産業活性化戦略、まちづくりセンター構想の展開＝「田園工房のまちづくり」と連動しての三つから成り立っており、いずれも町に育ったリーダーたちの支援、新たな人材の育成が大きなかぎとなるところであります。

次に、17ページの7、九つの部会が設定した重点プロジェクトについてであります。ごらんのように九つの部会が11の構想として検討された考え方と、その内容がシナリオ的にまとめられております。

次に、飛んで22ページをごらんいただきたいと思います。8番目、自治体運営の基本的方向についてであります。行政の役割といたしまして、計画を推進していくためには、総合プロデュース機能や推進体制づくりが必要不可欠であるとしております。

次に、23ページの3、実行計画についてであります。さきの基本構想に基づいて、今後10年間に特に重点的に取り組むべき計画事業及びプロジェクトについてまとめ

られたものであります。これらは、町民の皆さんがその担い手となって実現していくものとしており、町民と役場による協働の力でまちづくりを目指すこととしているところでございます。

次に、24ページをごらんいただきたいと思います。1、三つの戦略プロジェクトについてであります。まず一つ目は、中心市街地活性化プロジェクトについてであります。このプロジェクトは、まちににぎわいを取り戻し、活気に満ちたコミュニティを再生することを目的とするものであります。具体的には、国道240号に面している大通り中心街に、まちの顔とにぎわいをつくり出し、同時に津別を全国に売り出すという大きな目標を掲げて、三つのゾーンと七つのエリアを設定し、それを町民みんなの手によって実現していく取り組みであります。

次に、28ページをごらんいただきたいと思います。地場産業活性化プロジェクトについてでございます。このプロジェクトは、地域経済と町民の生活を支える重要な基幹産業である農林業と町内の商工業は、町の活性化に欠くことのできな産業であることから、これらの産業を未来に向けて大きく活性化していくことこそが、町の将来を決定づける大切な仕事であるという観点から設定されてございます。

次に、32ページをごらんいただきたいと思います。3、津別まちづくりセンター構想プロジェクトについてでございます。ここでは、商店街の活性化と街並み整備や田園工房のまち・つべつの創出支援などのセンター機能を担っていくこととしております。特に33ページに記載のように、まちづくりに関する情報センターとしての役割をはじめ五つを担うこととしております。この構想を具体化していくために、まちづくりセンター運営協議会を立ち上げ、計画的な整備とあわせて、その管理運営体制のあり方についても検討をスタートさせることとしていることとでございます。

次に、36ページの2、にぎわいと交流のまちを創出するためについてであります。町民が主役を基本精神とし、商工会をはじめ経済団体が果たす役割、行政やさまざまなボランティア組織や各種の団体の協力によるもの、そして公的な施設のあり方の三つの視点とし、まちづくりセンターをつくるをはじめ九つの実施プロジェクトから成り立っております。

次に、42ページをごらんいただきたいと思います。3)の重点プロジェクトと社

会基盤の整備についてであります。この項は、重点的に取り組んでいくプロジェクトとして六つから成り立つ重点計画事業を掲げ、取り組みを展開していくこととしております。

次に、飛んでいただきまして63ページをごらんいただきたいと思います。行政の転換とその役割についてであります。ここでは、この計画を推進していくための行政としての役割を記載をしているところでありましてけれども、ここに掲げております10本の行動計画に基づいて、津別の将来像に向け行政の転換とあわせてその役割を果たしていくこととなっております。

以上、簡潔でありますけれども第5次津別町総合計画の提案説明といたしますので、地方自治法第2条第4項の規定に基づき、ご承認のほどをよろしくお願いを申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

討論を省略し、これより議案第4号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

昼食休憩とします。

休憩 午前11時47分

再開 午後 1時00分

○議長（鹿中順一君） 昼食休憩を閉じ再開します。

◎議案第5号

○議長（鹿中順一君） 日程第 8、議案第 5 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第 10、議案第 7 号 津別町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの 3 件を会議規則第 37 条の規定により一括議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第 8、議案第 5 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第 10、議案第 7 号 津別町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの 3 件を一括議題とすることに決定しました。

議案第 5 号から順次内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（林 伸行君） ただいま上程となりました議案第 5 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 6 号 津別町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 7 号 津別町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、一括して内容のご説明を申し上げます。

今回の条例の一部改正につきましては、昨年 1 月 4 日及び本年 1 月 28 日開催の特別職報酬審議会の答申内容に基づきまして、議員の月額報酬及び特別職の月額給、教育長の月額給並びに期末手当の算定基準を改正しようとするもので、それぞれ議案に共通する改正理由につきましては、議員報酬並びに特別職及び教育長の給与は、月額では類似する町と比べて高い水準にありますが、本町の場合期末手当の支給率が低いと、管内及び類似団体と比較すると年収では逆に低い順位となっているなど実態に合っていないことから今回改正しようとするものであります。さらに、議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正につきましては、ただいまの月額報酬及び手当の率の改正とあわせまして現行月割りとなっております議員報酬の算定基礎を月の途中で離職等があった際は、日割りによる計算に改めるなど議員報酬の減額規定を追加

するものであります。

それでは、最初に議案第5号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について改正内容をご説明いたします。

説明資料、1ページの新旧対照表をごらんいただきたいと思います。改正前、第1条の前の見出し「(議員報酬)」を「(目的)」に改め、同条を「この条例は地方自治法第203条4項の規定により、津別町議会議員の議員報酬及び費用弁償等の支給方法を定めることを目的とする。」に改めるものです。

第2条は、見出しとして「(議員報酬)」を付し、同条を第1項として、「議会の議長、副議長及び常任委員長・議会運営委員長、議員の議員報酬は、別表第1のとおりとする。」に改め、次の3項を加えるものです。第2項として、「新たに議員となったときは、その月の現日数を基礎として日割りにより支給する。」第3項は、「議長、副議長、常任委員長・議会運営委員長及び議員の任期満了、辞職、失職、除名または議会の解散によりその職を離れたときは、その月の現日数を基礎として日割りにより支給する。ただし、死亡による場合はその当月分までの額を支給する。」第4項は、「議員報酬を計算する場合において円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。」とするものです。これは、これまで月単位で支給されていた議員報酬を新たに議員となられたときや辞職、失職などにより職を離れたときは、日割り計算により報酬を支給することとするものです。

第3条は見出しとして「(議員報酬の減額)」を付し、同条を「議員が議会活動できなくなった期間(療養及び長期不在)に応じて、次の表に定める割合を前条に定める議員報酬の額から減額するものとする。」に改めるものです。

2ページの表をごらんいただきましたと思います。議会活動ができな期間が90日以上180日未満のときは減額の割合は100分の30、180日以上365日未満のときは減額の割合は100分の40、365日以上の場合は減額の割合は100分の50とするものです。また、第3条に次の2項を加えます。第2項として、「前項の規定による議員報酬の減額は、議会活動ができない期間が90日、180日または365日を経過する日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からそれぞれ開始し、議会活動ができなくなることとなった場合においては、そ

の事実が生じた日に属する月（その日の月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終了する。」第3項は、「前2項の規定にかかわらず、北海道議会議員公務災害補償等組合の公務災害等に認定された場合は、この限りでない。」とするもので、これは職務上でけがをされた場合は、減額の規定には該当しませんという内容です。第6条第2項は、「100分の15を乗じて得た額を加算した額に」を削り、6月支給においては「100分の140」を「100分の195」に、12月支給においては「100分の160」を「100分の220」に改めるものです。なお、期末手当の支給の際の100分の15の加算措置は附則において平成15年度から当分の間凍結することとして今日至っておりますが、この際加算措置をなくし全体の期末手当の支給率を管内及び他の類似町同様に職員の期末勤勉手当の率と合わせた率にしようとするものであります。

3ページをお開き願います。先ほど第2条で説明しました議員の月額報酬は議長が改正前30万円を改正後27万8,000円、副議長が改正前24万円を改正後22万2,000円、常任委員長・議会運営委員長が改正前21万5,000円を改正後19万9,000円、議員が改正前19万8,000円を改正後18万3,000円にそれぞれ改めるものであります。

今回の改正により議員の年収は、本来受けられる条例本則では年額10万3,650円の減額、議員全体では110万9,950円の減額となります。また、現在平成15年度から議員の自主的な削減策として本来受けられる報酬を減額しておりますが、その削減して受けている額と比較すると議員1人年額で1万4,550円の減額、議員全体としては、年額で13万1,200円の減額となります。この結果、議員の年収の順位は、他の1位の町でも関係条例の改正が行われているというふう聞いておりました。現時点の正確な順位は申し上げられませんが、管内町村で下から5番目あたりの年収になるものと思われまます。

続きまして、議案第6号 津別町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして説明資料の4ページでご説明いたします。

第3条は、町長の月額給「75万円」を「71万円」に、副町長の月額給「65万円」を「60万円」にそれぞれ改めるものです。

第4条は、期末手当に関する規定で、議員同様附則において平成15年度から独自削減として本来受けるべき手当を減額しておりますが、今回但し書の「100分の15を乗じて得た額を加算した額に」を削り、期末手当の率は、さきのご説明の議員同様「100分の140」を「100分の195」に、「100分の160」を「100分の220」に改めるものです。

同じく、議案第7号 津別町教育員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして説明資料の5ページでご説明いたします。

第3条は教育長の月額給「58万円」を「53万5,000円」に改めるものです。

第4条は、期末手当に関する規定で、議員及び特別職同様今回但し書の「100分の15を乗じて得た額を加算した額に」を削り、「100分の140」を「100分の195」に、「100分の160」を「100分の220」に改めるものです。

今回の改正により町長は、議員同様の比較では年収は本来受けられる条例本則比較では、12万1,000円の減額となります。また、現在平成15年度から自主的な削減策として毎年条例を改正して本来受けられる給与を減額しておりますが、その現給との比較では年額で21万6,500円の増となります。続いて、副町長も同様の比較では、年収は条例本則では年額35万2,500円の減額となります。自主的に削減をしてきている現給との比較では年額6万円の減額となるものであります。同じく、教育長も同様の比較では、本来受けられる年収は、条例本則比較で年額32万7500円の減額となります。自主的に削減をしてきている現給との比較では年額5万9,750円の減額となるものであります。今回の改正の結果、町長、副町長、教育長の給与はそれぞれ管内の下から3、4番目あたりの年収になるものと思われま

す。議案の条文に戻っていただきまして、附則といたしまして3条例とも平成22年4月1日から施行するものであります。なお、今回の改正に伴います予算の精査は6月議会において補正対応させていただきたいと考えております。

以上、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでありますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

2番、谷川忠雄君。

○2番（谷川忠雄君） 今回の説明等につきましては、総務委員会等々も含めて話を聞いております。なるべく重複を避けて何点かにわたって質問をしたいというふうに思います。

質問するのは、第6号の特別職の報酬関係でございます。私、いろいろ質問する点につきましては、町民の方の一応目線で、今回の改正で上がるか下がるかというふうなことが一番のポイントでないかなというふうな形で、私の思う公正な立場で疑問点について質問をしたいというふうに思います。

まず、一つ目ですけれども、総務委員会では、提示を受けた資料については実額支給が書いてなかったというふうな形で、私どもが指摘をして実額支給の額を口頭で説明をされたというふうな形でございまして、非常に上がるか下がるか現行のその額等含めて誤解を生みやすいと。今後、このような資料提示については、なるべくやめていただきたいというふうに考えております。

次に、2点目ですけれども、町政も議会も施政方針にも書いてますように情報公開の時代でございます。それで、今回改訂実額を書いてなかったのは、我々から言わすとちょっと論点を不明確にする意図があったのかなかったのか、その辺について2点目お聞きしたいと。

次に、職員給与の面からの話になりますけれども、職員給与は生活給でございまして、特別職については名誉職給的な、責任給もありますけどそういう二重の面の側面があると思います。職員のほうは子育て等が真っ盛りで、特に教育費等で生活もやり繰り大変というふうなことが実態でないかなというふうな形で、実額対比でいきますと町長だけなぜアップをするのかというふうなことで、非常に議員報酬、副町長以下教育長も含めてアンバランス過ぎないのかなということについて指摘をしておきたいと思っております。

それと、もう一つについては、町の高齢化率については36.5%ということで全道的にかなり上位というふうな形で、一般町民の方も不景気等で生活苦で大変だというふうな形を大変多く聞いております。このような時期にアップをするというのは町民感情を逆なでしないのかと。町民の離反を招くとか、町民目線からいってもちょっと違和感があるというふうな形を感じておりますので、前段のこの点について見解

を伺いたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 総務課長。

総務課長。

○総務課長（林 伸行君） 最初の1点目、2点目の関係、関連がありますのであわせた形でまとめて説明をさせていただきます。まず、実額支給がなかったということでありまして、その書いてなかった根拠はどこにあるのかと、なぜそういうふうにしたのかということについて申し上げたいというふうに思います。

改正は、どこの町も現在支給額ではなくて本来受けられる額、この条例の本則で定める額を基本として検討しております。それは、条例本則で決めている額というのは町長に限って言えば町長の職務内容、あるいは職責の重さ、それから人口規模、それから財政状況、それから近隣市町村との均衡、こういったものを総合的に勘案して決められたものであります。それを本則で決めているということでありまして、この本則で決めている額が、その町、津別町であれば津別町の町長としてその職に見合う額というふうな認識を持っているということになります。これを今受けている額、いわゆる附則との比較というふうになりますと今議員ご指摘のとおり上がります。先ほども説明しましたが、今現在受けている額と比べると上がります。この現在受けている額を比較の基準とするというふうになると、逆に混乱を招くというふうなことで、ただ今からその点についてのご説明を申し上げたいというふうに思います。理由につきましては、例えば近隣の複数の町でも財政の状況が厳しいために1年間、あるいはその任期中という期間に限って給料を附則において10%削減したりだとか、あるいは2分の1に削減しているというような町があります。そこで改正があった場合に、この臨時的、応急的な措置として一時的に附則で定めている減額している額を基準として上がったとか下がったとかというふうになると、仮に今本則で1千万円の給与を受けられる町長が、2分の1に減額している期間中に改正があった場合に、今500万円しか受けていないと、それを900万円に改正する。100万円を下げた条例を制定するというふうになった場合に、実際は100万下がっているのに、今現在受けている額を基準にする、その一時的、臨時的な附則で定めている額を基準とすると逆に400万円上がったというふうなことになることになり、説明の仕方としては、そ

うすると非常に逆に混乱を招くということと、先ほど申し上げましたとおり本来受けられる額というのが本則であって、それを議員さんもそうですけども、そのときの財政状況等をかんがみて自主的に削減をしていると、自主的に減額をしているということでもありますから、特別なことがない限り受けられる額を基本とするというのが公平な基準の持ち方だという、そういう判断のもとに委員会等で説明をしてきたところがあります。

それから、三つ目の町長のみなぜ実額対比で上がるのかということについて申し上げたいと思います。実は議員さんもそうですけども平成15年に町財政の健全化を目的として町長はじめ特別職、それから議員、皆さんにつきましては期末勤勉手当のうち、勤勉手当に相当する額を削減しています。これは本則から削っています。勤勉手当の分については削減しています。このときに、附則によって今、役所加算分凍結しておりますけれども、この独自削減を附則で定めて15年から継続しているということでもあります。したがって、月額給はいじってませんから月額給は見た目では高いのですが、年収のところでは中間の算定の基礎となる手当の率が低いものですから年収では低くなってしまおうと。他の町よりも低くなってしまおうということで、今申し上げた改正によりまして町長はじめ議員もそうですけれども、年収では全体が管内的には下位のほうになってしまっているという実態があります。さらに町長に限って言えば、平成15年に町長の給料だけを81万円から75万円と6万円下げております。これは、条例本則で改正しているものであります。この結果、今現在も管内的に低いという年収を今回現支給額までさらに下げるといふふうになりますと、町長の給料、月額69万円台にしなければ今の現支給額よりも下回らないといふふうになってしまいます。この69万円というのは管内で一番低い額です。町長の給料は、先ほど申し上げましたけども職の重さだとか財政規模、そういったものを総合的にかんがみ、また、やっぱり大事な部分では近隣町村との均衡、そういったものをかんがみて決められていくものでありまして、今の本町の財政状況、あるいは今日の社会情勢等において、果たして津別の町長が管内で一番低い年収が適当なのかといふふうな考え方に立ちますと、やはりそこは特別な理由がない限りただ今申し上げたような類似する町との均衡を図るといふことが望ましいという考え方に立ちまして71万円としたという

ことであります。この71万円も決して高いわけではなくて、これで管内の下から3番目ないし4番目になるということでもあります。したがって今回、本則で規定しようとする額、これが津別の町長のその職に見合う額となるのではないかと、そういう考えのもとに案としてお示ししておりますので、ご理解をいただきたいなというふうに思います。なお、今回の改正にあたりまして、町長も他の特別職も議員もすべて同じ視点で検討しております。町長だけを別な角度で検討しているだとか、算定しているだとかということではなくて、すべて同じ算定方法によって月額、年額を計算しておりますし、また、比較の対象としていることも含めて、ただいま説明した内容でありますので、そういったことを含めてぜひご理解をいただきたいなというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 2番、谷川忠雄君。

○2番（谷川忠雄君） お聞きをしましたが、総論的には少なくとも議員に資料提示をされる場合は、実態を踏まえたきちっとした資料を出してほしいということが意図でございます。それと、あと同じ算定方式だというふうなことを説明受けましたけども、もともとが町長、議員、基本額が全然違うのですから、これはやっぱり一定の時期にどういうふうなバランスでやるかということも、必ず同率が正しいとも言えないというふうに思いますので、その辺もちょっと補足的に言っておきます。

それと、ちょっと関連になりますけども、管内的に経常収支率は津別も高いほうだと。一方、財政力は弱いと。職員も給与目減り等で大変な思いをしているというふうな形で、町長自身、人件費抑制の率先垂範を姿勢としてどういうふうに考えているのかお聞きしておきたいというふうに思います。議員報酬について、少しでも財源節約をしなければならないという気持ちで世論に配慮する形で月額報酬制やなんかも導入したというふうな形の中ではバランスが取れないということが一つと、私が知っている記憶の中では議員が下げた場合、町長だけが上がるというのは私の記憶の中ではほとんどそれはしないのではないかなと。通常は、連動して下げるというのが私の記憶にあるところでございますので、その辺についても何かあればお聞きをしておきたいと。

あと、施政方針の中でも行財政改革についてもいろいろ触れておりますように、改革を一層推進しなきゃならないというふうなうたわれてます。これは、今回の改訂と

はちょっと矛盾があつて整合性がとれないのではないかなというふうに思っているところですけども、第二弾目、その辺についてお答えをいただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 総務課長。

○総務課長（林 伸行君） 今4点ほどありましたけど、最初の3点について私のほうから事務的なことでまずお話ししたいというふうに思います。

議員に資料提示、実態の部分が出ていなかったということについては、私としては先ほど言いましたように混乱を招くということも含めて審議会のほうにはそれを含めて議論いただいておりますけども、審議会の答申を得たということで必要最小限の資料ということで整理して出させていただきましたけども、そういうご指摘を受けまして、以後そういったことのないようにしたいというふうに思いますので、その点についてはお許しいただきたいなというふうに思います。

それから、2点目の率の点ですけども、実は議員も御承知かと思っておりますけども、町長の月額給というのは他の特別職だとか議員報酬を決める際の基準となっています。過去にもずっとそのようにしてきておりますけども、町長を100とした場合に副町長は大体80から82%、それから教育長は70から73%ぐらい、それから議長については35前後、35から36、7、それから議員さんについては、当初22だったのですけども、今平均が上がりまして大体24、5%というふうな比率になっています。これは総務委員会するときにも資料としてお示ししましたけども、この資料を見ていただくと、大体それに準じた形でどこの町村も報酬あるいは給与の額を決められているということで、町長の今の額を69万にするということは、正直申し上げましてほかの特別職、それから議員さんの年収等、あるいは報酬等にも影響が出るということで、今さきほど申し上げましたとおり町長の月額給与も低いけども、議員さんの月額報酬も低いです。その低いものを今回自主的な2名の削減をして、そういった人件費の抑制をして、その2名分の業務というのは当然残っているというか新しい議員さんの10名のところにかかるわけですけども、そういった負担が重くなってそれに対する対価が下がるということはどうかなということも事務的にもそれから理事者を含めても検討もしましたし、そのことを報酬審議会の中でも検討させていただきました。結果的にやっぱり議員の自主的に下げられた提案になった額というのは、これ

は基準にしなきゃならないということで、まず、それを尊重するとやっぱり71万円を下回ることはできなかったということで、これは町長だけがというのは結果的にそうになっていますけども、この点については意図的にそうしたということでは絶対にありませんので、ぜひご理解をいただきたいなというふうに思います。

それから、一応今のお答えで3点についてのお答えにさせていただきたいというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 町民感情的にはどうかということも含めて、ちょっと私の考えをお話したいと思います。

今林課長のほうからもずっとお話ありましたけれども、いわゆる議員さんだとかそういうところ、あるいは副町長や教育長、当時収入役もいましたけれども、そここの比率みたいなものが一応不文律としてずっと進められてきて、それは平成13年の3月31日までは、そういう形で大体見合った形で進められてきたわけですけども、13年の4月、年度明けて4月以降、町長と当時助役、収入役、教育長の改定をしまして、そして15年の4月からは町長だけが改定していくということで、既に落としてきたという2回にわたって、そういう状況にございます。実はまちづくり懇談会等行きますとご質問も結構あります。それは、何ていうのですか町議の皆さんに期末手当というのはなぜ当たるのかというようなことが、特に矢祭町が初めて日当制を組み入れたものですから、幾つかまたはじめようとしているところがあるようですけども、そういったことが新聞に結構大きく出ているものですから、その関連で聞いてくるわけです。しかし、私のほうとしては、平成20年の6月だと思いますけれど地方自治法の改正がありまして、議員報酬というのが今まで行政委員会の中でトータルとして報酬というふうにして地方自治法の中に組み入れられてましたけれども、それをあえて分けて議員報酬ということで、そしてそれを条例で、その前も条例で決めてますけれども、これを議会とか委員会だとか、そういうときだけに当たるものではなくて、常に365日調査したり研究したり、そういうものに対してのものだから月額であるし、そして期末も当たるのだというような説明を懇談会やなんかにもしているわけですけども、そんなことで理解をさせていただいているのですけれども、逆な見方をす

ると、先ほどの不文律にもし戻すとするのであれば、例えば議員の皆さんが今改正しようとするのは月額で18万3,000円、ここからものを見ていくと、私の報酬といえますか給料は83万円なければならないという格好になってくるのですけれども、そういう形でいくとその議論というのは当然わかっていながら審議会の中でそれは表として出ていますから昭和62年からのずっと、その途中の平成13年3月31日をもってそのルールというのが変わってきているということですので、この議論は本当はあるのだと思うのですけれども、しかしそれをやるとかなり複雑になってくるという、2回特別職のみを動かしているものですから、それを今回完全に同じということにはなりませんけれども、矛盾は若干抱えたままある程度正常な状態のところの期末手当も戻しながらもってきたというふうなことで、審議会が議論されて答申されたというふうに認識しておりますので、それはそのとおりとして受けようということでは今回提案させていただいているという内容でございますので、ぜひご理解をいただきたいというふうに思います。

あと、行政改革等々につきましては、これは削減、過去からいって削減ということで進んでいますし、たまたま期末手当のもとに戻すというようなことで若干上がるという形になりますけれども、方向性としてはそういう形で進んでいるというふうに思いますので、今後とも人件費のみならず起債を減らしていくだとか、さまざまなことを含めて、そして何かをやるときはできるだけ新たにオンしていくと財政がもちませんので、この部分を切り詰めて新しいこれに対応していくだとか、そういうことを頭に入れながら行政進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 2番、谷川忠雄君。

○2番（谷川忠雄君） 最後になりますけれども、特別職の報酬、議員も含めてですけども、町長の報酬が基準になるというのは、これはもうずっと以前からそういうふうな形でありますから、目安というのはわかりますけど、目安というのはあくまでも絶対的なものでないというふうなこともお話をしておきたいと、御承知だと思いますけれども。

それと、はっきり申しまして一般町民の方は、町長懇談だとかいろいろやります

けども、特に人件費だとかそういう問題については、町長の前や町の職員の前ではなかなか腹に思っていることを言えないというのが実態なのですよね。その辺は言わない部分も、言えない部分も十分に参酌をしていただきたいということが一つと、あともう一つは最後になりますけども、今年はいずれにしても森の健康館と多目的センターですか、この重大懸案事項がありますよね。ですから、せめてこの二つの成果を見てから本当は私の本音としては改定をしてほしかったというふうなことが感じでございますので、その辺を申し上げましてとりあえず質問を終わります。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） さきほど申しましたように、私の給料が一つのベースになっていくというのは多分これからもそうなるのだと思います。でなければ物差しが全くなくなってしまふのだらうというふうに思いますので、それがこれからも物差しになっていくのだらうなというふうに思います。ことしの懸案事項もありますけれども、これ実は今回でなくてもっと早目にやる予定をしていました、就任してからも。しかし、なかなか議員もまたメンバーも違いましたし、そこでいろいろ進め方等々にもいろいろありましたので、ここまで少し延びてきたというような状況です。それでも、ここによりやくこぎ着けて進めてきたということでご理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（鹿中順一君） ほかにございませんか。

8番、山内彬君。

○8番（山内 彬君） 町長にお伺いをしたいと思います。いろいろお答えをいただいたところなのですが、いわゆる、いろんな計算上のさまざまな過去のいろんな問題だとか町長をベースとした給与に基づいてほかの特別職、議員の、その問題もそれは過去からあるのは常に存じているところです。ただ、副町長が6万、教育長が5万9,750円下がると。議員は定数削減等含めて努力をしながら、この歳出削減に向けてやってきたということもひとつこの議員の削減額が少ないという理由に当てはまるのではないかと、そういうふうに思います。

この見直しについて、町のトップである町長がいわゆるこれは当たり前だという認

識なのかどうか、そこらあたりお聞きをしたいと、そういうように思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 議員の皆さんについては、平成8年の4月以降ずっと変わってないわけですけど、その間に定数削減等々があって、それで人件費に貢献してきたというようなことは全く承知しているところです。ただ、問題は、それは財政上の面からの見方でありまして、ほかの見方からするとどうなのかというのもまた一方的に町民の中にも議論のあるところは承知しているところです。そういう状況含めて、今回非常に平成8年以降アンバランスな状態が続いているので、一たんここで仕切りをきちっとしておこうということで今回整理をさせていただきたいということで審議会の意見も聞きながら提案をさせていただいているところです。ですから、これ当たり前か当たり前でないかという議論ではなくて、ここできちっと整理をして、こういうことでい겠습니까。これで全部いろんなことがすべて物事が解決されたかどうかというふうには必ずしもなっていないかと思えますけれども、全部がここで、一たん歩調をそろえるということになるかと思えます。全員の改定がここで行われるということですので、ここからまたその先大変な財政状況が入ってきたりとか、そういうことになれば、また当然私自身も考えなくちゃならないでしょうし、あるいは副町長や教育長に対してもお願いをしなくちゃならないかもしれませんし、あるいは議員の皆さんにもお願いしなくちゃならないということが起きてくれば、またご相談させていただきたいなというふうに考えております。

○議長（鹿中順一君） 8番、山内彬君。

○8番（山内 彬君） お答えいただきましたけども、私が言っているのはそういう過去の例だとか、そういうものは十分承知しているわけです。いわゆる町民に20万何が上がったと、今回の見直しで。それが当然出るかもしれませんが、出た場合に町政を執行するトップとしてあらゆるものに我慢してくれとか、そういうものを改革進めるに当たって、町長がそういうものについて自分が見直しで上がったというものが町民感情にあれば、これからの町政含めて果たしてうまくいくかどうかということ私を正直なところお聞きしたいということですから、管内で低とかそういう問題より今回なぜこういうふうにならざるのかということをお真摯に受け止めてほしいな

と、そういう気持ちです。70万だったら5万5,000円ぐらいしか上がらないと、そういう小幅な、上がってもするべきではなかったかなと、これは審議会のほうが答申されたわけですから審議会の諮問は町長がしているという問題ですから、これあたりよく考えていただきたいと、そういうふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） お答えやはり重複するお答えになるかと思いますが、ここで一たん仕切りをしたいなということです。審議会の中でも報告を…、審議会の中には私は出ていません。そこは、私がいるとまた遠慮したりいろいろ出てきますので、それは審議会の皆さんだけで議論することになっていきますので、そこで詳しいやり取りというのは大雑把なものは聞いておりますけれども、ただこういうずっと下げてきたので上げたいのはやまやまだと、しかしこの辺が妥当なところかなというふうにお考えになって諮問されたということでございますから、それはそのまま受けとめて進めていきたいなというふうに考えておりますし、また、今までの財政状況、特に平成16年の交付税ショック等々もあって前町長も自分だけやっぱり下げているということでやってきたところでございます。ですから、またそういう状況が今少し持ち直しておりますけれども、出てくればまた当然考えなくてはならないなというふうに考えているということをご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

討論を省略し、これより議案第5号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

5号だけです、議員の報酬の関係だけです。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第6号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第7号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号

○議長（鹿中順一君） 日程第11、議案第8号 津別町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

内容の説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（長良英俊君） ただいま上程となりました議案第8号 津別町税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げたいと思います。

提案理由で申し上げましたように、本町の観光振興を図るため、日帰り入湯税の税率を現在の150円から50円に改正をしようとするものでございます。入湯税の税率につきましては、昭和52年度に改正されておりました、現在地方税法第101条の2によりまして、1人1日について150円を基準とするものとされております。また、行政官庁の命令に従って、その補助機関が発する通達によりまして1泊2日については、入湯客は通常これを1日として取り扱うことが適当であるとされておりました、本町におきましても従前より通達により取り扱いがなされているところでございます。

それでは、説明資料の6ページ、新旧対照表をごらんをいただきたいと思っております。

改正前の入湯税の税率、第143条は宿泊、日帰り客の方々を一括入湯税の税率を1日について150円というふうに定めてございます。改正後につきましては、宿泊1泊を150円とし1号に、日帰りを50円として2号に、税率を区分し定めようとするものでございます。1号につきましては、宿泊の税率を明定化させていただいたところでございます。第2号につきましては、日帰りについて50円とし観光振興を図る考えによるものでございます。この改正案により入湯税の減が伴うこととなりますけれども、指定管理者によります何がしかの方法により町民への還元がなされるというふうに思っております。

改正条例の施行につきましては、平成22年4月1日よりとするものでございます。

以上ご説明を申し上げましたので、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

討論を省略し、これより議案第8号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号

○議長（鹿中順一君） 日程第12、議案第9号 津別町使用料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

内容の説明を求めます。

社会教育課長。

○社会教育課長（徳田博一君） ただいま上程されました議案第9号 津別町使用料条例の一部を改正する条例の制定につきまして内容のご説明を申し上げます。

今回の改正趣旨につきましては提案理由の中でもご説明申し上げましたとおり、生

生活改善センターの改修工事に伴いまして、一部会議室使用料の見直し並びに新たに設けましたシャワー室の使用料を定める目的で条例の改正を行おうとするものでございます。生活改善センターにつきましては、昭和45年に建設されまして築40年経過をし、老朽化が著しいということから本年度国の地域活性化・経済危機対策臨時交付金を活用いたしまして外壁、窓ガラス、内装建具、音響設備等、施設全般にわたりまして改修工事を実施しているところでございます。特に暖房設備につきましては、暖房効率、経済性を考慮いたしまして全館集中暖房方式から各部屋ごとの石油ストーブ方式に改めまして、その結果2階のボイラー室からボイラー設備を撤去いたしまして、その空いたスペースを利用いたしましてユニットシャワー2機、ほかにトイレ、洗面所、これらを兼ね備えましたシャワー室として整備したところでございます。シャワー室の利用といたしましては、葬儀の関係者であったり、子ども対象の宿泊事業であつてみたり、あるいは災害時の避難者の利用であつてみたり、さらには合宿関係の利用などと団体さんの利用が主な利用者というふうに想定をされております。ほとんど個人的に利用されるというケースは想定されにくいのかなということもございましてシャワー室使用料につきましては、1人1回の使用料ということではなくて1時間当たりの利用料を設定させていただきました。シャワー室1時間当たりの料金の算定根拠につきましては、シャワー給湯用の灯油代金と上下水道料金をもとにシャワーを利用するのに1人大体10分から15分ぐらいというふうな時間を考えました。それに伴って着がえですとか、次の使用者への交代時間等を考慮しますと1時間当たり1機のシャワーで3人程度の利用が可能かなというふうに想定をしております。それにかかります灯油代、上下水道料金を350円というふうに積算をいたしまして、シャワーは2機ございますので、その2倍で700円の料金を設定させていただいたものでございます。この700円につきましては、いわゆる夏料金ということで5月から10月の使用期間の料金でございます。暖房実施期間中につきましては3割増しということで910円の料金設定を考えたものでございます。以上がシャワーの新設に伴います1時間当たりの使用料でございます。

次に、一部会議室の使用料の見直しでございますが、2階にあります第1研修室につきましては、以前から机といすが備えつけられた会議専用の部屋でございまして、

会議以外の使用には不適なこともございまして、ほとんど利用がされていないという状況でございました。また、豪華な机といすがもともと備えつけられていたということもございまして1時間当たりの使用料金も560円と、ほかの部屋と比較しますと割高に料金設定がされていたということも、これも余り利用されなかった要因の一つと考えまして、今回の改修工事におきましては、この洋室タイプの部屋から和室に改修したところでございます。これらのことからほかの和室の平米当たりの単価を用いて新たに室料を算定いたしまして、さらには同じ面積の部屋が2階に二か所ございますので、そちらの部屋の料金とも足並みをそろえて1時間300円に改正をさせていただきたいということでございます。

それでは、別冊の説明資料でございしますが、7ページに新旧対照表が載っておりますので、ごらんをいただければと思います。変更の部分につきましては、別表第4中、第1研修室1時間当たりの使用料改正前「560円」とございます。これを改正後「300円」に改めまして、さらには一番下の図書室の下に「シャワー室700円」を加えようとするものでございます。

本文にお戻りいただきまして附則といたしまして、この条例につきましては平成22年4月1日から施行するものでございます。

以上で内容の説明を終わりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

討論を省略し、これより議案第9号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号

○議長（鹿中順一君） 日程第13、議案第10号 乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（嶋田憲治君） ただいま上程となりました議案第10号 乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてのご説明を申し上げます。

さきの提案理由で申し上げましたが本議案につきましては、乳幼児等の医療費に対する助成の対象範囲につきまして、小学生の入院までであったものを中学生の通院と入院まで拡大することとし、あわせて一部文言の整理を行うこととして条例の一部を改正する条例の制定をいたしたく地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

本事業につきましては、北海道と町において共同で実施している医療費の助成事業であります。本町におきましてはこれまでも道の基準よりも上乘せをしながら事業を実施してきたところであります。この厳しい経済状況の中で、子育て世帯の経済的な負担の軽減を図ることを目的に、このたびさらに拡大をするという内容であります。具体的には、これまではゼロ歳から就学前までのお子さんは初診時一部負担金のみの負担で、それ以外の医療費は無料。小学生につきましては入院まで対象としていましたが、今回の改正により範囲を中学生まで拡大し、負担するのは初診時一部負担金のみで、それ以外の通院については無料とするという内容であります。全対象は約600人となり、事業による予算増は500万円程度と想定をしております。

それでは、改正を要する条文につきまして新旧対象でご説明申し上げますので、説明資料の8ページをお開きください。第2条第1項中、「満12歳」を「満15歳」に改めるものであります。

第3条中、改正前「満12歳に達する日（誕生日の前日）以後の3月31日までの者」を「乳幼児等」と改めるものであります。

第4条では、改正前、下線部のただし書き以下の部分につきましては、小学生に対する助成は入院に限るということを規制してあるものですが、受給資格者のすべてが

通院、入院とも対象になりますので、この規定につきましては削るものであります。

次のページですけれども、第5条につきましては、受給資格証の表記を受給者証に改めるものであります。

附則としまして、この条例は平成22年4月1日からの施行といたします。

以上、内容についてご説明申し上げましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

討論を省略し、これより議案第10号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時59分

再開 午後 2時15分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

◎議案第11号

○議長（鹿中順一君） 日程第14、議案第11号 重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（鴫田憲治君） ただいま上程となりました議案第11号 重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定に

ついてのご説明を申し上げます。

さきの提案理由でも申し上げましたが、本議案につきましては身体障害者福祉法施行令の一部改正による身体障害者の認定基準の追加に伴い本条例の一部を改正する条例の制定をいたしたく、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

本事業につきましては、北海道と町において共同で実施している医療費の助成事業ではありますが、その対象を身体障害者福祉法の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者であって、施行規則第5条に掲げる、1条・・・失礼しました1級、2級、3級のうちの者にしてありますが、このたび法の改正により3級の中に肝臓機能障害の方も含むとういことになりましたので、本町の条例におきましても事業の対象として加えるものであります。

それでは、条例改正を要する条文につきまして新旧対照表でご説明申し上げますので説明資料の10ページをお開きください。第2条第1項中、「若しくは小腸若しくはヒト免疫不全ウイルスによる免疫」を「、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓」に改めるものであります。

附則としまして、この条例は平成22年4月1日からの施行といたします。

以上、内容についてご説明申し上げましたので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

討論を省略し、これより議案第11号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号

○議長（鹿中順一君） 日程第15、議案第12号 津別町森の健康館及び山村体験宿泊施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

内容の説明を求めます。

企画財政課主幹。

○企画財政課主幹（石橋吉伸君） ただいま上程となりました議案第12号 津別町森の健康館及び山村体験宿泊施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてのご説明を申し上げたいと思います。

このことにつきましては、今般の行政報告、提案理由にありましたように本年4月1日より新たな指定管理者による管理を行わせるものとしており、この間、施設改修も行い名称及び利用料の設定について見直しをする必要があることから今回条例の一部を改正しようとするものであります。よって、地方自治法第96条第1項の規定によりまして議会の議決を求めるものであります。

では、説明資料に基づきまして説明をいたします。説明資料11ページをお開きになってください。11ページにあります別表第5条、第5条に関しましては、本条例の中で利用料金の規定でございます。第5条、この利用料金は、別表のとおりとするという条文となっております。第2項として、町長は前項の利用料金を指定管理者の収入として收受させる。第3項といたしまして指定管理者は、前項の利用料金を第1項の利用料金の範囲内において町長が別に定めるところにより減額し、または免除することができるという条文でございます。第5条、別表改正前、改正後ごらんください。改正前1、宿泊料（1泊1人）というところでございますが、1泊1人「、円」を新たに加えて改正するものでございます。表でございますが「室区分」、「宿泊料」という部分がございますが、この部分につきましては変更後、「区分」並びに「種別」に変更いたします。室区分の中で「洋室（ツイン）」、「和室」、「特別室」とあるものを区分で、「森の健康館」とそれから「山村体験宿泊施設」というふうに改正をするものでございます。なお、種別につきましては、森の健康館につきましては、「和室」、「和洋特別室」、山村体験宿泊施設につきましては、「和室」、「洋室」という表現に変更させていただくものでございます。また、宿泊料につきましては、ここに記載のとおり

1室につきそれぞれ和室、和洋特別室、和室、洋室等につきまして、この宿泊料の設定ということでございます。この宿泊料等の設定につきましては、さきに指定管理者とも協議をいたし、この金額ということで今回提案をさせていただくというものでございます。さきほど第5条の第3項で申し上げましたが、これ以降の利用料につきましても同様でございますが、この部分につきましては上限設定ということでご理解をいただければと思います。

下段のほうの摘要のほうの説明に入らせていただきます。11ページ摘要でございますが、6番目の「奉仕料」とありますが、これを「サービス料」に改正するものでございます。あと、7番目の「消費税及び地方消費税は別途加算する。」の部分につきましては、宿泊料の金額につきましては総額表示ということから、この部分につきましては割愛を、削除をさせていただくものでございます。

続きまして12ページ、2番目、貸し室料でございます。貸し室料につきましては、1室のあとに改正では「、円」を改正するものでございます。室区分についてはございません。あと、洋室につきましては、改正前は洋室「(ツイン)」とございますが、この表現「(ツイン)」につきましては削除ということでございます。貸し室料につきましては変更ございません。それから、摘要の3でございますが、「奉仕料」につきましては「サービス料」に改める。それから4番目につきましては、先ほど説明のとおり削除をいたします。

続きまして、3番目、研修室利用料ということでございますが、1時間の後に改正後では「、円」を追加するものでございます。あと、区分でございますが、改正前は「研修室(大)」、それから「研修室(小)」とございましたが、居室等が変更になってございますので、これらを区分を一つにいたしまして「研修室」といたしているものでございます。利用料につきましては、研修室(大)をそのまま書いておりまして、研修室(小)を削除しているものでございます。摘要の2番目につきましても、先ほど同様消費税については削除いたしております。13…失礼しました。11ページに戻っていただきまして説明が漏れておりました。摘要欄のところでございますが、5番目の暖房料のところでございます。暖房料10月から5月までは「1人」につき500円とするところを、改正後では暖房料10月から5月までは「1室」につ

きに変更するものでございます。失礼をいたしました。

続きまして、13ページをごらんください。入浴料でございます。4の入浴料の後段に括弧で円をしてございます。あと利用区分につきましては、普通券、回数券、年間券とございますが普通券は変わりません。回数券の「(11回券)」を「(13回券)」に改めるものでございます。年間券、それから大人3万円とある部分につきましては、年間券、これにつきましては廃止をするということで削除してございます。なお、摘要につきましては、5番目の「年間券の発行日から1年間有効とする。」という部分につきましても削除ということでございますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、附則といたしまして、この条例は平成22年4月1日から施行するというものでございまして、以上、説明申し上げましたので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

2番、谷川忠雄君。

○2番（谷川忠雄君） 何点か、再度ちょっと確認をさせていただきます。

摘要欄の宿泊料のこと、ちょっと委員会でも話しましたのですが、その後阿寒のちょっとホテルの得意のところにもいろいろ聞いたりもしたのですが、お金も払った部分がありますけど、阿寒でもホテル、食事代、暖房料、サービス料、これ別料金にはしていないというがもう大勢だというふうなことで聞いてます。それで、説明では、まずこれ上限設定だというふうなことは理解できるのですが、そうだとしたら、幾らで泊めれるような形になるのか、ホテル側と具体的に協議をしている部分があれば、それについてお聞かせをいただきたいと。何かこのままでは我々も積極的に利用の考えを持っているのですが、どうも阿寒には太刀打ちできないのではないかなという気がして、ちょっと心配な部分があります。

あと、それと今インターネットやなんかでも町外者がいろいろ見たりなんかできますけども、高いイメージを受けてしまうとダメージにつながるのではないかなという心配。それと、これ最初のスタートの半年、1年がやっぱり一番大事だし、お披露目期間は、やはりまた行きたくなるホテルというふうなイメージづくりを含めて何がしかの宿泊については、町費助成をしたほうがいいのではないかなというふうなことも

思っています。昨今は、不景気ムードやなんかでなかなかホテルの再建自体も非常に集客含めて大変でないのかなというふうなことで思っていますので、町のほうも性根を据えてやっていると思いますけども、そこら辺をとにかく失敗のないようにやっていただきたいというふうなことで2、3点申し上げましたけども、よろしく願います。

○議長（鹿中順一君） 企画財政課主幹。

○企画財政課主幹（石橋吉伸君） 谷川議員のほうからご指摘でございました他の宿泊施設との関係、特に阿寒との関係でございまして、具体的な料金設定は幾らになるのかというご質問でございます。一応、町の条例上はこういう規定ではございますけれども、実際に先ほど申し上げましたようにこれは上限ということでございますので、中のサービス料、あるいは暖房料等については、ほかの施設では取っていないよということだというふうなご理解だと思っておりますが、多分その料金等の中にはそういったものも一応はその旅館の定款といたしまししょうか、そういったものに一応公示している関係では入っているのではないかなと思っておりますが、アンビックスのほうとして今谷川議員おっしゃられたように具体的にじゃあどのぐらいの金額になるのだという話をしていいのかというお話でございまして、具体的には例えば幾らで料金を設定をするというのは、まだちょっと決めかねているようでございます。ただ、ここの地元の相場に合ったような料金設定ということをやりますということで、そういったリサーチも含めてしているということをお聞きしております。また、どうしてもホテルでございまして要するに需要期と不需要期とってはあれなのですけれども、夏場冬場ですとか、そういった時期によっても当然料金が違ってまいります。これが上限でございまして、その中で料金設定をしていくというふうにお聞きしております。特に不需要期のこういう冬場の時期につきましては、やっぱり阿寒とも意識をした料金体系というものを当然考えてくるというふうにお聞きしておりますし、また、そのような対応を取らざるを得ないだろうというふうにお聞きしております。

あと、インターネット等によって、この一応料金だとか出していくというふうな形になりますけども、インターネットももうそろそろ立ち上がって出てくるのではないかと、専門機関に頼んでいるというふうにお聞きしております。イメージが最初から高い

ので悪くならないようにというご指摘でございますので、そのことも十分に念頭に置きながら、またお話をさせてもらえればというふうに思っております。また、インターネットでも前に全員協議会の場でもアンビックス社のほうからの事業計画等もごらんいただいたかと思うのですが、毎月それぞれイベントといいましょうか、いろんな催し物を含めてキャンペーンというのでしょうか、そういったものも想定をしながらやっていくというふうに伺っております。旧来同様、例えばいろんなプランというものをいろんな形で駆使をしながら進めていくというふうに聞いておりますので、またそれらもインターネット上でまた料金というのも開示をされていくというふうに思いますし、どちらかといいますとインターネットは「じゃらん」と提携したような形でやるというふうにお伺いしておりますし、「じゃらん」のほうもこの森の健康館、森つべつですけれども、この部分についても特別な戦略を持っているように聞いておりますので、具体的にまだ出てきておりませんが期待をしているところでございます。

あと、スタート時点で宿泊料等の助成ということでございますが、一定今の現時点では前回開示いたしました予算の範囲のお答えしか今の現時点ではないわけですが、谷川議員おっしゃられるように失敗が許されないということで、今月も従業員等も決定をいたしまして、また会議を開くというようなことで社長じきじきずっとこちらに来るということでございますので、そのあたりも含めてもう一度やっぱり失敗のないようなものについて進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 2番、谷川忠雄君。

○2番（谷川忠雄君） 料金の関係については、開業までにぜひとも町民のほうもこれならというふうな形になるように最大限それは努力をしていただきたいと。あと、我々もなるべく自信を持ってみんなに宣伝できる方法になるように、この辺も努力をしてもらいたいし、宿泊料の助成の関係については、私は単純に言うと阿寒より500円引きぐらいの形がいいのかなというふうな感じはしているのです。これは、やっぱり町費負担があるから長くではなくても開業の3か月、半年、1年がいいのかしらないけれども、そんな形でいいイメージづくりをつくってスタートするのが一番無難かなと。これが、集客が振るわなくて後手で例えばそういうものを出してもなかなか

挽回策はなかなか難しいかなという危惧の面で心配して言ってますので、前向きにひとつ検討いただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 企画財政課主幹。

○企画財政課主幹（石橋吉伸君） 谷川議員のおっしゃられることはもっともございまして、本当に自信を持って町の職員、それからもちろんのことでございますが議員の皆さんにおかれましてもぜひお勧めできるような、そういった施設を目指してまいりたいと思います。また、イメージというのが大変大事だということもこの間十分感じておりますので、今聞いているお話ですと全社員をもって各戸にそれぞれチラシを持って利用促進を図りたいということで、全町のほうに回るような予定も組んでいるように聞いておりますので、また、そういった姿をまた町民の中にも見せていくということも重要なのかなというふうに考えておりますので、今後ともひとつよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（鹿中順一君） ほかにございせんか。

8番、山内彬君。

○8番（山内 彬君） 1点お伺いをしたいと思います。さきの入湯税の税法改正で、150円を50円に下げたと。説明の中では町民に還元されるのではないかという説明があったわけなのですが、今回この使用料と、それから入浴料含めてこの入湯税を下げたことによる町民の還元というのは、どういう形になるのかわかる範囲でお伺いをしたいし、そのあたりホテル側と今度やられる指定管理者と具体的にこれあたり話しているのか、またこの入湯税の下がった分を指定管理者の経営的な財源に回すのか、そのあたり明確にちょっとお伺いをしたいと、そういうように思います。

○議長（鹿中順一君） 企画財政課主幹。

○企画財政課主幹（石橋吉伸君） 今お話がございました入湯税下げた分町民還元策等含めてどう考えているのかという部分でございまして、まだ正確なお話ではございませんのでちょっとまだお話申し上げていいのかどうか迷う点はあるのですが、今オープンから期間はちょっとまだあれなのですが、町民に向けたアンビックス社自身としての無料入浴といいたいまいしょうか、そういったキャンペーンをやりますという、やりたいということで方向で進んでいますというお話を聞いてございますので、

またはっきりした時点でまた何らかの、時間がございませぬけれども、早々あるわけではございませぬが、4月1日オープンということでやっておりまして、4月1日オープンと同時にそういった入浴に関する還元策を出したいということをおっしゃっておいりましたので、また具体的になりましたらいろんな媒体を使いましてお知らせできるかなというふうを考えております。あと、入湯税を下げた部分のいわゆるその部分でございませぬが、日帰りであれば150円が50円になりますので、一人頭100円という部分が、今までの部分でいけば表現悪いですけど浮いてくるということになります。この部分については指定管理者の収入ということになりますので、その部分がある意味ではそういった指定管理者に対する財源ということで確保されるということと認識をしておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 8番、山内彬君。

○8番（山内 彬君） まだ具体的に向こうと話ししてないようにお伺ひしたのですが、何か開業に当たって全世帯にパンフレットを持って営業活動するというふう聞いておりますので、これまでのいろんな前指定管理者の問題含めて、この全世帯にパンフレットを持って回るときに、この町民の還元についてもできれば具体的に示したものをパンフレットの中に載せていただければと、そういうふうによ望申し上げて終わりたいと思ひます。

○議長（鹿中順一君） 企画財政課主幹。

○企画財政課主幹（石橋吉伸君） まだはっきりしたこと申し上げられないのは大変残念でございませぬが、一応町民還元策としてこういった入浴に関するものを考えていると。4月1日に行ったら、町民の方であればそういった優待というようなものを想定しているようございまして、4月1日、その前からやるというお話もございませぬが、大体4月1日前後で体制のほうも大体決まりまして、きのう聞いたところでは19名ということで、地元から応募された方については多く採用されているというふう聞いております。その前から回るとなると、今度現場のほうの健康館のほうの立ち上げのほうが逆に心配でございませぬので、みんな町中を回ると言ったけど大丈夫ですかというお話をしたら、アンビックス社の本社を含めて人数おりますので、みんな来て手分けして町の中を回りたくと、こういうふうにおっしゃっておいりましたので、4

月1日前後かと思いますが、アンビックス社のほうで皆さんのほうに直接1軒、1軒お尋ねをしたいというようなことを申しておりますので、あわせて先ほど言いました町民の還元策につきましても、それまでにははっきりしたものが出てくると思いますし、わかり次第先ほど申し上げましたように、例えばですけれども、かわら版ですとか等々含めて流せるところについては、周知を図っていきたいなというふうに考えております。

○議長（鹿中順一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

討論を省略し、これより議案第12号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号

○議長（鹿中順一君） 日程第16、議案第13号 北海道市町村総合事務組合規約の変更についてから日程第18、議案第15号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてまでの3件を会議規則第37条の規定により一括議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第16、議案第13号 北海道市町村総合事務組合規約の変更についてから日程第18、議案第15号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてまでの3件を一括議題とすることに決定しました。

議案第13号から順次内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（林 伸行君） ただ今上程となりました議案第13号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について、議案第14号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について、議案第15号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更については、それぞれ関連がありますので一括説明をさせていただきます。

内容の説明に入る前に、それぞれの組合の設置目的等について簡単にご説明申し上げます。最初に北海道市町村総合事務組合は、地方公務員災害補償法の規定により非常勤職員の公務災害による補償等に関する事務を共同処理している組織であります。次に、北海道市町村職員退職手当組合ですが、この組合は地方公務員法の規定により組合を組織する市町村職員の退職手当の支給に関する事務を共同処理している組織であります。また、北海道町村議会議員公務災害補償等組合は、地方公務員災害補償法の規定により町村議会議員の公務災害による補償に関する事務等を共同処理している組織であります。

それでは、変更の内容を別冊の説明資料の新旧対照表で説明させていただきます。最初に説明資料の14ページをごらんいただきたいと思います。議案第13号 北海道市町村総合事務組合規約の変更についてですが、規約変更の理由は、組合を構成する団体の解散脱退、団体名称の変更によるものであります。改正内容は、改正前の別表第1、(第2条関係)支庁名のところの留萌支庁の項中「留萌支庁(14)」を改正後「留萌支庁(13)」に、網走支庁の項中「網走支庁(24)」を改正後、「網走支庁(23)」に、胆振支庁の項中「胆振支庁(14)」を改正後、「胆振支庁(13)」に改めるものです。また、市町村・一部事務組合及び広域連合欄中「、留萌広域行政組合」、「、網走支庁管内町村交通災害共済組合」、「、胆振西部衛生組合」を削り、「、留萌市ほか2町衛生センター組合」を「、留萌南部衛生組合」に改めるものです。

同じく別表第2(第3条関係)、15ページの表です。第9項の共同処理する団体欄中、「、留萌広域行政組合、網走支庁管内町村交通災害共済組合、胆振西部衛生組合」を削り、「、留萌市ほか2町衛生センター組合」を改正後「、留萌南部衛生組合」にするものであります。

次に、説明資料の16ページをごらん願います。議案第14号 北海道市町村職員

退職手当組合理約の変更についてですが、変更の理由は組合を構成する団体の解散脱退によるものです。改正内容は、改正前の別表、網走の項中、「網走支庁管内町村交通災害共済組合」を削り、その下の欄の胆振の項中、「胆振西部衛生組合」を削るものがあります。

次に、説明資料の17ページをごらん願います。議案第15号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更についてですが、規約変更の理由は、組合を構成する団体の解散脱退、団体名称の変更によるものであります。改正内容は、改正前の別表第1中、「胆振西部衛生組合」、「釧路広域市町村圏事務組合」及び「留萌広域行政組合」を削り、「留萌市ほか2町衛生センター組合」を「留萌南部衛生組合」に改めるものがあります。

改正規約本文に戻っていただいて附則ですが、議案第13号、議案第14号、議案第15号ともに、この規約は地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可のあった日から施行するものです。なお、構成する市町村等におきましては同様に直近の議会で提案されることとなっております。

以上、内容の説明を申し上げましたが、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めたく、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

討論を省略し、これより議案第13号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第14号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第15号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第16号

○議長（鹿中順一君） 日程第19、議案第16号 網走支庁管内町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増減及び規約の変更についてを議題にします。

内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（林 伸行君） ただいま上程となりました議案第16号 網走支庁管内町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増減及び規約の変更についてのご説明を申し上げます。

網走支庁管内町村公平委員会につきましては、地方公務員法の規定に基づき町村職員等の給与、勤務時間、その他の勤務条件等に関する措置の要求を審査、判定するなどの事務を行う機関として網走支庁管内の町村と一部事務組合をもって共同設置しているところでありますが、さきの提案理由でご説明申し上げましたとおり平成22年3月31日をもって網走支庁管内町村交通災害共済組合が解散、また、支庁制度改革による道の関連条例の改正に伴い、網走支庁を冠した名称を4月1日をもってオホーツクに変更することが主な改正の理由であります。これまで管内町村公平委員会は、町村会内にある法人核を有する網走支庁管内町村交通災害共済組合に委員の選任及び経理事務等を委任して組織運営をしてきたところでありますが、このたび交通災害共済が解散することにより関係保護の規定により、委員の選任及び会計処理等の権限は

法人核を持たない町村会には委任できなことから、共同設置の団体長たる地方公共団体、いわゆる町村会の会長である清里町長を通じて事務処理を行うという規定に改めるもので、これらの規約の変更について地方自治法第252条の7第3項の規定により議会の議決を求めるものであります。

変更の内容は、別冊の説明資料18ページ、19ページの新旧対照表で説明させていただきます。題名及び第2条は、「網走支庁管内」から「オホーツク」に改めるものです。

次に、第3条第1項は委員の選任規定で、改正前は関係町村等の議会の同意を得て、「網走支庁管内町村交通災害共済組合長」が選任するという内容を改正後「清里町（以下「共同設置団体長たる地方公共団体」という。）の長」が選任するに改めるものであります。同条第3項は、委員報酬及び費用弁償に関する規定です。改正前の「網走支庁管内町村交通災害共済組合非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例」を、改正後は「共同設置団体長たる地方公共団体」に改めるものです。

続いて、第4条第1項は事務所及び事務職員に関する規定ですが、改正前の「網走支庁管内町村交通災害共済組合」を「オホーツク町村会」に改め、同条第3項中、「網走支庁管内町村交通災害共済組合職員」を「共同設置団体長たる地方公共団体の職員」に改めるものです。

第5条は証人等の費用弁償に関する規定で、19ページです。改正前、「網走支庁管内町村公平委員会証人等に対する実費弁償に関する条例」を改正後、「共同設置団体長たる地方公共団体」に改めるものです。

第6条は経費に関する規定で、第1項本文中、「網走支庁管内町村交通災害共済組合」を「共同設置団体長たる地方公共団体」に改めるものです。

最後に別表中の「、網走支庁管内町村交通災害共済」を削るものです。

改正規約本文に戻っていただきまして、附則といたしまして、この規約は平成22年4月1日から施行するものです。なお、構成する町村等におきましては、同様に直近の議会で提案されることとなっております。

以上、内容の説明を申し上げましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 質疑を終結します。

討論を省略し、これより議案第16号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第17号

○議長(鹿中順一君) 日程第20、議案第17号 網走地方教育研修センター組合規約の変更についてを議題にします。

内容の説明を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長(柁木義樹君) ただいま上程になりました議案第17号 網走地方教育研修センター組合規約の変更について内容の説明を申し上げます。

概要といたしまして今回の規約につきましては、北海道において北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例制定に伴いまして、網走支庁がオホーツク総合振興局に名称変更となることから、今回地方自治法286条第1項の規定により組合規約を変更しようとするものでございます。

内容の説明につきましては、教育委員会の意見書をごらんいただきたいと思います。第1条といたしまして目的の中で、現行「網走支庁」を変更後「オホーツク総合振興局」と改めるものでございます。意見書につきましては、これは議会の議決に付する場合、当該教育委員会の意見を聞いた上で議決するという俵いから今回もそのように取り扱いをさせていただいておりますことをご説明いたします。なお、附則といたしまして、この規約は北海道知事の許可のあった日から施行するものでございます。

以上、説明申し上げましたので、よろしく願いいたします。

○議長(鹿中順一君) 本案について質疑を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 質疑を終結します。

討論を省略し、これより議案第17号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第18号

○議長(鹿中順一君) 日程第21、議案第18号 町道路線の廃止について及び日程第22、議案第19号 町道路線の認定についてまでの2件を会議規則第37条の規定により一括議題にしたいと思います。

これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 異議なしと認めます。

したがって、日程第21、議案第18号 町道路線の廃止について及び日程第22、議案第19号 町道路線の認定についてまでを一括議題とすることに決定しました。

議案第18号から順次内容の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長(上野安男君) ただいま上程となりました議案第18号 町道路線の廃止について及び議案第19号 町道路線の認定につきましてご説明申し上げます。

今回の廃止、認定しようとする路線につきましては、双葉にあります町道362号線ですが、提案理由で申し上げましたとおり、この路線の石山橋が網走川河川改修工事により架けかえられたものでありまして、旧石山橋の下流に橋が完成しまして北海道から移管されました。このため路線の町道起点位置の変更が生じたので、道路法に基づく廃止、認定の手続きを行うものでございます。

それでは、説明資料の20ページをごらんいただきたいと思います。最初に廃止路

線でございますけれども整理番号362、路線名、町道362号線、起点、津別町字双葉59番1、終点、津別町字双葉171番地、敷地幅6メートル、道路延長は183.92、重用延長3メートル、造成幅員4メートル、有効幅員3メートル、橋数1、橋長36メートル、路線延長186.92メートルでございます。この路線を廃止して、新たに町道路線としまして下にご書いてございます同じく町道362号線として認定するものでございます。変更箇所のみご説明申し上げます。起点が津別町字双葉58番地4でございます。道路延長が132.67メートル、橋長54.8メートル、路線延長が135.67メートルでございます。51.25メートルが路線延長が短くなるものでございます。

以上、ご説明申し上げましたので、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

討論を省略し、これより議案第18号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第19号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案20号

○議長（鹿中順一君） 日程第23、議案第20号 平成21年度津別町一般会計補正予算（第9号）についてを議題にします。

内容の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（斉藤善己君） ただいま上程となりました議案第20号 平成21年度津別町一般会計補正予算（第9号）につきまして説明をいたします。

それでは、各条項をごらんいただきたいと思います。第1条につきましては、歳入歳出にそれぞれ228万8,000円を追加し、補正後の予算の総額を58億6,150万8,000円とするものであります。今回の補正につきましては、提案理由にもありましたように平成22年度から新指定管理者が営業を開始する森の健康館管理業務及びこれまでに確定をみております計上経費、投資的経費等の精査を主なものとして補正予算を編成したものであります。なお、経常経費等の事業精査に対する補正については主なものを説明しますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

それでは、歳出から説明いたしますので14ページから15ページをお開きいただきたいと思います。総務費、総務管理費、一般管理費、総務管理経費の9節旅費は、台湾行政視察中止により減額補正をお願いをするものであります。

次の電算化推進経費の19節負担金補助及び交付金の北海道自治体情報システム協議会負担金の減額は、町内の次世代光ファイバーの整備との兼ね合いから1DC移行が遅れましたことから減額補正をお願いするものであります。

次の財政管理費、財政調整基金積立金は、一般会計補正予算全体の事業精査に伴いまして増額積み立てをするものであります。

次に、16ページから17ページをお開きいただきましたと思います。財産管理費、町有建物等営繕事業は、津別デジタルテレビ中継局建設工事完了により減額補正をお願いするものであります。

次に、18ページから19ページをお開きいただきたいと思います。町営バス維持管理経費の19節負担金補助及び交付金は、地方バス生活路線運行費補助申請に伴い負担金精査により減額補正をお願いするものであります。

次に、20ページから21ページをお開きいただきたいと思います。人づくり研修

事業は助成対象者4名を見込み減額補正をお願いするものであります。

次の地域振興基金積立金は、網走支庁管内町村交通災害共済組合財産処分金、西澤伸夫氏からの指定寄附金を含め、現在の本基金の残高状況を加味して増額補正をお願いするものであります。

次の企画開発費、森の健康館管理業務は、11節需用費の修繕料は、自動ドア、エレベーター、ボイラー配管修理の予算計上、12節役務費は、家具調度品の調整、温泉公衆浴場法の申請許可手数料として予算計上、15節工事請負費は、照明機器設置工事ほか3件の工事を予算計上し、18節備品購入費は、厨房機器の購入として増額補正をお願いするものであります。なお、厨房機器の購入の中には食器類一式として247万2,000円のうち200万円を予算計上しておりましたが、3月8日にアンビックス社から食堂の券売機の購入の要望があったところであります。この要望を受け、食器類一式の予算の範囲内200万円の範疇で券売機の購入をしたいと考えておりますので、御了承をいただきたく思います。このため、食器類の購入については、券売機の執行残分で一部購入することとし、不足分については、アンビックス社が本社から持参するとの申し出があったところでございます。

次に、22ページから23ページをお開きいただきたいと思います。企画振興費、ふるさと定住促進事業は、実績3件により減額補正をお願いするものであります。

次のふるさとつべつ応援基金積立金は、伊丹市在住の曾谷様からのふるさと納税制度による寄附金として増額補正をお願いするものであります。

次の徴税费、税務総務費、税務事務経費の19節負担金補助及び交付金は、個人住民税の公的年金からの特別徴収に係る住民税システム改修負担金として増額補正をお願いするものであります。

次に、24ページから25ページをお開きいただきたいと思います。民生費、社会福祉費、社会福祉総務費の障害者自立支援事業経費は、事業精査により増額予算計上したのですが、特に20節扶助費の介護給付費、訓練等給付費においては、障害福祉サービス特別対策費、進行性筋萎縮緩和症者激変緩和措置費の対象者の見込みにより増額補正をお願いするものであります。

次に、26ページから27ページをお開きいただきたいと思います。重度心身障害

者医療費助成経費の20節扶助費の高額介護合算療養費は、この制度につきましては医療保険と介護保険の1年間の自己負担額の合算額についての限度額を設け、さらに負担の軽減を図ることを目的として創設されたもので、対象者を見込み予算計上し増額補正をお願いするものであります。

次の介護サービス事業特別会計繰出金は、主に特養利用料を収入減の見込みにより増額補正をお願いするものであります。

次の地域包括支援センター費、給与費は職員の育児休暇取得に伴う減額補正をお願いするものであります。

次に、28ページから29ページをお開きいただきたいと思います。老人福祉扶助費等の火災警報器助成事業は、執行済み78戸、今後50戸を見込み減額補正をお願いするものであります。

次の児童福祉費、児童福祉総務費、児童福祉事務経費は、子ども手当の創設に伴い支給システム開発負担金といたしまして増額補正をお願いするものであります。

次に、32ページから33ページをお開きいただきたいと思います。衛生費、予防費、予防接種経費は、新型インフルエンザと乳幼児三種混合ワクチンなどの接種者数の計画数が下回ったことによりまして減額補正をお願いするものであります。

次の各種予防事務経費は、精神障害者社会復帰学級の調理実習において起きた事故補償金として増額補正をお願いするものであります。

次の下水道事業特別会計繰出金、35ページをお開きいただきたいと思います。それと、簡易水道事業特別会計繰出金は、各特別会計の事業精査により減額補正をお願いするものであります。

次の保健師設置費の給与費は、保健師の育児休暇制度取得により減額補正をお願いするものであります。

次の保健師活動経費の4節共済費、7節賃金は、産休代替保健師の長期臨時職員の確保ができなかったことから減額補正をお願いするものであります。

次に、38ページから39ページをお開きください。農林業費、農業費、農業振興費、農業新規参入者支援対策事業は、新規参入予定者の経営開始延期により減額補正をお願いするものであります。

次に、40ページから41ページをお開きいただきたく思います。林業費、林業振興費、21世紀北の森づくり推進事業は、事業精査により減額補正をお願いするものであります。

次に、公有林費、町有林整備事業は、事業精査により減額補正をお願いするものでありますが、13節委託料の保育事業は、今後支出見込みとして季節労働者対策として枝打ち作業を見込んでございます。

次に、42ページから43ページをお開きいただきたく思います。土木費、土木管理費、土木総務費の給与費は、職員の中途退職により減額補正をお願いするものであります。

次に、44ページから45ページをお開きください。道路橋梁費、道路橋梁総務費、道路除排雪経費は、今後の降雪を見込み増額補正をお願いするものであります。

次に、46ページから47ページをお開きください。住宅費、住宅管理費、町営住宅整備事業は、事業確定により減額補正をお願いするものであります。

次に、48ページから49ページをお開きください。教育費、教育総務費、義務教育振興費、義務教育振興事業経費は、全国小中学校全日本リコーダーコンテスト参加負担金による増額補正をお願いするものであります。

次に、50ページから51ページをお開きください。小学校費、学校管理費、小学校施設整備事業は、学校情報通信技術環境整備のためLAN配線工事及びパソコン機器等の整備に要した事業完了に伴い減額補正をお願いするものであります。

次に、52ページから53ページをお開きください。中学校費、学校管理費、中学校施設整備事業は、今説明しました小学校施設整備事業と同様に事業完了に伴い減額補正をお願いするものであります。

次に、56ページから57ページをお開きいただきたく思います。社会教育費、社会教育振興費、放課後児童クラブ経費の7節賃金は、稼動日数増により増額補正をお願いするものであります。

次の会館管理費、公民館管理費は、ペレット燃料、A重油、灯油燃料の暖房料の増を今後見込み増額補正をお願いするものであります。

次に、58ページから59ページをお開きいただきたく思います。生活改善セン

ター施設整備事業は、内部改修の執行残の確定によりまして減額補正をお願いするものであります。

次に、保健体育費、保健体育総務費、社会体育事務経費は、ソフトテニス、バトントワリング全国大会派遣費補助として増額補正をお願いするものであります。

それでは、歳入にお戻りいただきたいと思っております。4ページをお開きいただきたいと思っております。国庫支出金、国庫負担金、民生費国庫負担金は、介護給付費・訓練等給付費の増額となったことから関連し増額補正をお願いするものであります。

次の国庫補助金、総務費国庫補助金の地域住宅交付金は、ふるさと定住住宅建設減による減額、地域活性化・経済危機対策臨時交付金は、当初国からの交付限度額といたしまして2億5,887万5,000円という通知があり、補正予算として計上したところでございますけれども、本年1月29日内閣府から再算定による交付限度額の見直しの通知があり、当初より163万7,000円の交付限度額の減と今回680万円を教育費国庫補助金として計上しましたことから減額補正をお願いするものであります。

次の民生費、国庫補助金は、子ども手当創設に伴い先ほど説明しました支給システム改修の補助として増額補正をお願いするものであります。

次の土木費、国庫補助金は、補助金の額の確定により減額補正をお願いするものであります。

次の教育国庫補助金は、総務費国庫補助金で先ほど説明しました地域活性化・経済危機対策臨時交付金をこの奥に計上しましたことから増額の補正をお願いするものであります。

次の消防費、国庫補助金は、防災情報通信設備整備事業が道補助金、消防費、道補助金となったことから減額補正をお願いするものであります。

次の衛生費、国庫補助金は、女性特有のがん検診推進事業を10割国庫補助として増額補正をお願いするものであります。

次の道支出金、道負担金、民生費道負担金は、さきに説明しました民生費国庫負担金同様に道負担分として増額補正をするものであります。

次の道補助金、民生費道補助金は、新事業移行促進事業などの見込み増によりまし

て増額補正をお願いするものであります。

次の農林業費、道補助金の森林環境保全整備事業は、間伐、広葉樹間伐面積の見込み増によりまして増額補正をお願いするものであります。

次に、8ページから9ページをお開きいただきたいと思います。財産収入、財産売払収入、生産品売払収入の素材売払収入は、間伐収入を見込み増、立木売払収入の確定によりまして増額補正をお願いするものであります。

次の寄附金、寄附金、総務費寄附金は、指定寄附1件とふるさと納税制度による寄附金1件として増額補正をお願いするものであります。

次の繰入金、基金繰入金、基金繰入金、地域振興基金繰入金は、ふるさと定住促進事業、人づくり研修事業、海外研修事業の額の確定によりまして減額補正をお願いするものであります。

次の特別会計繰入金、後期高齢者医療事業特別会計繰出金は、高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金として広報掲載費分8回について増額になりましたので、補正をお願いするものであります。

次に、10ページから11ページをお開きください。諸収入、雑入、過年度収入は、平成20年度児童手当国庫負担金の実績報告に基づく追加交付として増額補正をお願いするものであります。

次の雑入の事故共済金は、町営バスの物損事故、北海道後期高齢者医療すこやか推進事業は、高齢者のがん検診、インフルエンザ予防接種の定額補助、網走支庁管内町村交通災害共済組合解散に伴う財産処分金などを増額補正をお願いするものであります。

次の町債は、事業の確定により減額補正をお願いするものであります。

では、第1表にお戻りいただきたいと思います。第1条第2項第1表につきましては、ただいま歳出歳入で説明いたしました内容をそれぞれ補正し、第1条の条項どおりにするものであります。

第2条第2表地方債の補正は、事業完了により額の確定により、変更2件の補正後の総額を4億5,286万6,000円とするものであります。

以上、説明いたしましたのでご承認のほどをよろしくお願いを申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

8番、山内彬君。

○8番（山内 彬君） 何点かお伺いをしたいと思います。

ページ数21ページ、森の健康館の今回の補正関係ですが、工事請負費で施設内の照明器具を1,022万1,000円ですが、これの具体的などというふうに改修するのかお伺いをしたいと思います。

それから、29ページ、老人福祉費、昨年新しく事業を始めた老人世帯の火災警報器の助成事業、これ当初予算100万でありましたが、今回61万の減ということで65歳の非課税世帯に対象ということで予算の見積もりを立てたと思われませんが、この見積もりを立てた時点の予算の把握の仕方と今回どのような周知方法を含めて対応したのかお伺いをしたいと思います。

それから、教育費の51ページ、教育振興費、中学校とも同じような内容ですが、その他小学校教育振興経費の中で昨年度新たに木育を事業展開するということが交渉費、旅費、それぞれ組んでおります。今回、予算を15万組んで講師謝礼のほうは5万5,000円の減ということで、3分の1以上減額されていると、合わせて旅費のほうの費用弁償のほうが全部減額になっていると。これが、中学校費の55ページと同じような内容になっておりますので、なぜこういうふうになったのか、せっかく木育ということで新しい事業を展開するということが、我々も期待していたわけなのですけれども、なぜこういうふうになったのかお伺いをしたいと、そういうふうに思います。

それから、ページ数57ページと59ページ、いずれも会館管理費の公民館管理経費、それからトレーニングセンターの管理関係で燃料費をそれぞれ補正をしているところであります。説明では、ペレットボイラーを増設したことによる補正ではないかと、そういうふうに思いますが、公民館で言えば当初予算328万3,000円のところ、今回221万7,000円増額をしていると。トレーニングセンターで言えば185万2,000円の当初予算に対して86万8,000円の補正をしていると。同じボイラー室のほうで多分展開していると思いますが、合わせて308万5,000円今回補正を増額しているところです。このペレットボイラーを導入したときにど

ういう見込みで重油とペレットの消費について積算をされたのか、見込みと今回の補正に対してわかる範囲でペレットの使用量についてお伺いをしたいと思います。

それから、今回の補正にはちょっと出ておりませんが、財産管理費のほうで庁舎管理経費、このボイラーの関係の増額について見込まれていないところでもありますけども、果たしてこの庁舎のペレットボイラーについて正常に運転されているのかどうか、あわせてお伺いをしたいと、以上よろしくお伺いをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 暫時休憩をします。

休憩 午後 3時19分

再開 午後 3時35分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

山内彬君の質問に対して理事者の答弁を求めます。

企画財政課主幹。

○企画財政課主幹（石橋吉伸君） 21ページ森の健康館管理業務、工事請負費の中の照明機器等改修工事1,022万1,000円の内容でございますが、前回皆さんにお示しをいたしました提案書1月8日付の議員さん皆さんお渡ししたかと思いますが、全体的なイメージにつきましては、こういうイメージかなというふうに考えておりますが、具体的な工程を申し上げますと、中身的には電気設備工事ということになってございます。新館、旧館あわせまして、それから浴室、それから野外のラウンジの部分、それから野外照明も含めまして屋外照明も含めまして、そういう内容になってございます。特に増設というような形のものにつきましては、野外照明の部分で野外柱、入り口にコンクリートで少し鉄柱が立ってございますが、あの鉄柱にそれぞれ新たな照明を設置するというので、そこの部分が増設でございます。それとあわせまして、電灯盤の改造というものが入ってまいります。野外のブラケットでいきますと約15台、それから丸太造作の野外の部分でございますが1台、それからロビーのペンダントが3台、ペンダントとはでっかいこういうシャンデリアみたいな木製のものだというふうに聞いております。それから、フロアスタンド2台、前庭野外用ス

ポットライトが5台、それから廊下フロアスタンドが6台、前庭の野外スポットライトがその受け台として5台というような形で、これはラウンジ、それから屋外照明部分でございます。これに関連いたしまして低圧ケーブル、つまり配線の関係がこれに付随して出てまいります。コンセント等も出てまいります。それと、あと旧館のほうのレストランの部分の照明でございますが、これにつきましても入り口のフロアスタンドが一つ、それから小あがりの入り口スタンドが4つ、小あがり席のペンダントという照明器具が6台、中央ペンダントに2台、それから小あがりのペンダント3台、広間フロアスタンド3台というような形になってございまして、あと埋め込み型の今蛍光灯がついてございますが、こういう蛍光灯にカッティングシートという形で少し配色を催したのも、変化をもたせるものでカッティングシートを付設するといひましようか、張るといふような作業がここに入っております。あと、これは旧館のほうでございますが、客室の照明、これは照明器具でそれぞれ廊下の吹き抜けの天井にそれぞれ照明器具が配置をされます。それとあと特別室、あと和室それぞれの居室にそれぞれフロアスタンド、洋室のもの、和室のもの、ペンダント等がここに配置をされるという形になってございます。それから浴室のほう、露天風呂も含めたところでございますが、ここには照明器具が約30個ほどつけまして、全体的なイメージアップを図るといふことで照明器具が30個ほど設置というふうな形でございます。それに伴いまして、低圧ケーブル、いわゆる配線でございますが、この工事がここに付帯してまいります。それと新館の部分でございますが、新館の部分につきましては、客室、1階、2階の照明、客室で申し上げますと客室の埋め込み器具の交換で30、それから蛍光のランプをかえることで48、それから先ほど言いました客室におけるカッティングシート、こういう従来の蛍光灯だけじゃなく、そこにシートを張りまして趣を変えるというカッティングシート張りが12というようなことございまして、これに伴います低圧ケーブルがそれぞれ付属したものがこの工程の中に入っております。あと、新館の部分のいわゆる3階建てになっておりますが、あれは一応2階ということになっておりまして、一番下の部分というのは地下1階ということに一応なっております。この部分については、休憩室のペンダントが6台、それから廊下のブラケットが4台、それからホールのブラケットの大きめのやつが1台というような形

でこれらにつきましても電球色を変える等も含めた照明器具の変更がございまして、それに伴います低圧ケーブルの設置ということがこの部分で出てまいります。おおむね以上の内容が今回の照明機器等改修工事ということで、ほぼ全館にわたりましてこういった照明器具の変更ということを計画しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹（江草智行君） 私のほうから29ページの老人福祉扶助費、火災報知器助成事業についてご説明を申し上げます。

最初に、当初予算の見積もりの状況についてだと思えますけれども、当初見積もりは200個で5,000円を想定しておりました。ですから、予算額が100万円ということになります。見積もり合わせをした結果、1個当たりの単価が3,045円ということで、約4割近く落ちたということが予算減額の大きな原因になっております。

それから、周知方法なのですが、これは広報はもちろんですが町政懇談会の折なんかにも皆さんに伝えております。それから、対象者が65歳以上、町民税非課税で65歳以上のひとり暮らし、あるいは65歳以上の世帯ということになりますので、特にはそういう方たちとのつながりある民生委員さんたちを通して積極的に周知を図っているところです。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 学校教育課長。

○学校教育課長（椛木義樹君） お尋ねのありました51ページ、その他小学校教育振興経費についてご説明を申し上げたいと思います。

こちらにつきましては、当初単費で事業計画を組んでおりましたところ、道の学校への芸術家派遣事業という事業が新たにことしなりまして、それにはちょっとだめもとでこれどうかなと思って交付申請したところ採択になりまして、それで事業につきましては最終実績報告を受けましたので、今回の定例会で減額補正するという内容でございまして、したがって、この内容についてはそういう理解でお願いしたいと思っておりますけれども、せっかくでございますのでやった事業内容についてちょっとご説明し

たいと思います。小学校につきましては、小学校3年生と5年生の3年生は少人数学級で2クラス、小学校5年生は1クラスなのですが、これにつきましては煙山さんを招聘いたしまして3回の授業を行っております。1回目は、とりあえず小学生は、木について親しんでもらうということを基本に3回の授業を行いまして、まず1回目は木との触れ合いということで、煙山さんのいろんな木製品を知ると、それから絵本とか、それからそれを授業として展開していきました。2回目は最上のみずならを実際に目で見て、触ってみるという授業を全員で行って行ってます。3回目は木のたまごの製作、これは煙山さんのオリジナルでもあるのですが、これに自分の名前を焼きごてで入れて磨いてつくるという作業を小学校としては今申し上げました木との触れ合いを大事にして、まず接点を図るというふうなことをことしは中心に取り組んでみました。

中学生につきましては、加賀谷木材にクラフトデザイナーで派遣されております中井秀樹さんをお願いをしたところです。それで、中学生については、実際に技術に携わってもらうということで、技術家庭の授業として中学1年生ですが、実際に3回の授業内容で製作を行いました。中井さんのオリジナルのデザインの木のおもちゃでクランクを利用した動く馬というのを製作して、3回にわたって製作してきたところです。いずれにしても、このような形で今回は補助事業なのですが、来年度以降もいろいろ形を変えて、この二人のデザイナーと相談しながら授業内容をさらに密にしていきたいというように考えておりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 社会教育課長。

○社会教育課長（徳田博一君） 中央公民館とトレセンに係るペレットの関係でご質問ありましたのでお答えしたいと思います。燃料費の当初の積算はどうだったかというご質問でございました。昨年12月からペレットが本格的に稼動いたしております。したがって平成21年度の予算につきましては、平成20年の12月ぐらいの時期に平成21年度の予算編成に当たるものですから、あくまでも当初予算の算定につきましては従前同様のA重油の使用見込み量、それから当時のA重油の単価、これらの掛け合わせによりまして予算を編成したところでございます。先ほど言いまし

たように今年の12月からペレットに切り替わったことによりまして、ペレットはキロ55円、それから消費量につきましても公民館と農トレがこれが一体のペレットボイラーでございますので、合わせて約1トンというふうな消費量になっております。公民館費とトレーニングセンター管理経費、それぞれ今回補正をお願いしておりますけれども、ボイラーは一体式なのですが予算上はこれを比率按分いたしまして、公民館のほうは7割、トレセンのほうは3割かなというふうに想定しまして、7、3の割合で予算を按分してございます。

それから、ペレットの使用量、いわゆる購入量でございますけれども、昨年12月から今まで80トンほど購入をいたしております。やはり使用量とそれからA重油の価格との比較でもって差が出るのでしょうか、A重油も実は朝夕特に寒いようなときについてはあわせて使わせていただいているのですが、やはりA重油とペレットの価格の差、それから消費をする量の差といいますか、こういったところから約5割近く金額に換算するとペレットは高くなっちゃったのかなという、こういうふうなことで今回それぞれ増額補正をお願いするものでございますので、どうぞご理解いただきたいと思っております。

○議長（鹿中順一君） 総務課主幹。

○総務課主幹（房田敏彦君） ペレットボイラーのことにつきまして、役場庁舎の件についてご質問があったので、私のほうからお答えしたいと思います。

まず、庁舎のボイラーですけども、これも公民館、農トレ同様12月から正常の運転を開始してございます。ただ、公民館、農トレと違うのは、役場のボイラーにつきましては蒸気ボイラーを使用しまして、その蒸気に変えるためにどうしてもペレットだと最初の温度が高くないということで、当初初動のときは重油を使いまして温度を700度まで上げて、上がった段階でペレットにかえていくということで、重油とペレットを併用しているということをご理解をいただきたいと思っております。庁舎のほうは、運転の日数ですが、一応月曜日から木曜日、金曜日につきましては土日がペレットボイラー、蒸気ボイラーともにとまりますので、その凍結防止のために金曜日は水抜き作業等で使用しておりません。実質月曜日から木曜日ということですので、あわせて前段申し上げた蒸気をつくるのに最初は重油を使うということで、その分の時

間もペレットを使っている時間も減少するのかなと思ってます。これまで、12月から2月までの使用トン数は18トンでございます。キロ55円ですから約100万弱のお金になるのですが、当初予算ではペレットボイラーについては186万円ほど計上しております。現状ですとあと一月分、かかっても4月分、二月分ですと現状の予算で対応できるのかなというふうに思ってます。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） 8番、山内彬君。

○8番（山内 彬君） 最初の森の健康館の電気の改修でございますが、いろいろと細かい内訳をお答えいただきましたが、私が申し上げているのはそれぞれの改修を求めているのではなく、なぜ1千万以上かけてやるのかと。例えば消費電力を落とすのか、全体的な館内のランプの宿ということですから、そういうイメージで全体的に統一するのかわかりませんが、町が発注する多分これ予算ですので、それあたりこれだけの金をかけるわけですから、それあたりの説明をできればお伺いをしたい。向こうの要求も多々あったと思いますが、将来にわたる電力料金というのですか、それに非常に増額になるということであれば、また経営的にも影響を受けるだろうというふうに考えているところです。

それから、29ページの火災警報器、説明いただいたのですが、単価が安くなったという説明もありましたが、これだけ来年の5月までに義務化されているということで、広報だとか民生委員を通じてやられているというふうに聞いておりますけども、消防のほうともいろいろ聞いたのですが、まだ普及が非常に低いというふうに聞いています。最近、新聞等で高齢者の火災の犠牲が非常に多いというふうにもいろいろ見ているわけなのですけども、町のほうもここらあたりの65歳以上の町民非課税の世帯というのは多分わかると思いますが、積極的にそれあたり町のほうもこの世帯に対してのPR、それからつける必要性についてきちっと説明されるべきでないかなと、そういうように感じるところです。

教育委員会の教育費のこの関係についてはよくわかりました。これは大変いいなと、そういうふうに考えているところであり、生徒の反応がどうあったのかなと、それあたりもしわかれば教えていただきたいなと、そういうように思います。

それから、ペレットの関係で、これは始まったばかりですからなかなか統計的に一年間使ってみてどうかというのはちょっとわからないと思いますが、公民館とトレーニングセンター合わせて3百何ぼという増額は、12月から始めて多分3月中の消費だと思いますが、80トンということで今お伺いしました。私が申し上げるのは、ペレット製造工場を立ち上げるときに、町は年間600トン使うのだと、そういうふうに一応計画を立てているところです。それで、町の役場のほうは今回補正になっておりませんが、余り消費が進んでいないと。後でまた特養のほうもちょっと考えられるのですけども、全体的に使えば使うほどキロ55円という単価からすると、当然町の負担も多くなると。これあたりのよし悪しというのですか、運転の仕方含めてどこまでバランスとってやるのかどうかわかりませんが、CO²削減についてはわからないでもないですけども、この財政厳しい折これをいわゆる年間600トンを超えるのかどうかわかりませんが、それあたりの調整のことについてどう考えておられるのかお伺いをしたいと。それから、役場庁舎のほうですけども、何か不具合があったのではないかなというふうに、ちょっと見られるのですけども、さっぱり煙上がってないし、月曜日から木曜日まで運転しているというふうに今お伺いしたのでありますが、これもほかの公民館だとか比べればそれぐらいに匹敵するぐらい消費しなければちょっとおかしいのではないかなというふうに思うのですけども、それあたり含めて再度お伺いをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 企画財政課主幹。

○企画財政課主幹（石橋吉伸君） 森の健康館の照明機器等の改修でございますが、今山内議員おっしゃられました関係でございますが、基本的にはやっぱりイメージの一新を図りたいということで、この照明の機器を更新をしたいというのが意図でございます。ご指摘のございました経費の部分でございますが、維持費の部分でございますが、既に御存じのようにデマンド装置が現在ついておりまして、それは一定の数値を超えると順次に機械が止まっていったデマンド値を超えないような設定があります。旧来愛生の杜ですと70キロワットというのが大体デマンド値で一応設定をしていた実は内容でございます。今度アンビックス社にかわりまして、その70キロワットではデマンド値といいましょうか、それはあまりにも低すぎるということで、またそれ

は検討しながら実際使いながらデマンド値の変更を今後していくというお話を伺っております。ただ、今回照明を変えていくわけですが、ただ照明器具を新たにつけるということを申し上げましたが、既存のこういう電灯線のその場所は変わってございません。新たにコンセントとして発生してくるものでいきますと、野外照明の部分、それとあと露天風呂の部分、この部分の照明が新たに追加されるということで、あと居室的な部分でいきますと、例えば旧館のほうの客室の照明でいきますと埋め込みコンセントが全部で7か所ふえるということでございまして、多くは既存の照明器具の今ついている部分を取りかえて違うものにつけていくということでございまして、電気というのは使えばかなりばあっと上がっていきますので、そこら辺は自主的に今度指定管理者の具体的には今度支出ということになってまいりますので、当然そこら辺の部分は考慮しながらイメージを遜色しないで使用していく部分だというふうに考えております。ただ、先ほど申し上げましたように多くは今あります器具といいたましようか、器台といいたましようか、もとの部分については変えないで、そこに新たに器具として今ある配線のところにつけていくということでございまして、あと内容的に見ますと箇所箇所多少違ってまいります、それぞれワット数が100のところをいろいろかえたり、60ですとか、そういうふうなことでやっているように感じておりますので、そこら辺については実態面として今後どうなるのかなという部分については、やってみないとわからない部分は多少ございしますが、そういう現在は理解をしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹（江草智行君） 火災報知器のPRについてなのですが、課税非課税という問題がありますので、個々にあたるというのは非常に難しい面があります。ですけれども、その課税非課税をもって窓口に来て相談をして、そのとき初めてあなたが対象ですよ、対象でないということがわかるものですから、そういう条件をしっかりと伝えると、で、窓口申請に来ていただくというような方向を考えまして、消防ですとか、それから防災関係なんかと連携をとりまして、もちろん民生委員さんたちも活動していただくということでPRに努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（鹿中順一君） 学校教育課長。

○学校教育課長（樺木義樹君） お尋ねのありました生徒の反応でございますけれども、授業が終わってからの反省で先生方から非常に好評で、授業の進め方も適切ですし、指導も適切だったと。子どもたちもそれなりに小学校の場合ですけれども、授業内容について理解が深まったというふうな感想を得ております。私も最初の授業に参加させていただいたのですが、最初煙山さんが児童の人数分の木の玉手箱を用意していた、このぐらいのA4サイズの箱なのですけれども、その中に煙山さんのオリジナルのカタカタとか、たまころファミリーとか入っているのをプレゼントしたわけなのですけれども、そういう木に実際触れるというふうなことについて子どもたち、特に小学校5年生は感動してたというふうに私のほうで受けとめております。中学校のほうにつきましては、これまでは授業でいきますとやはりキットの組み立て、これが主になりますので、どちらかというものをつくるというよりも組み立てるという内容ですけれども、その部分の中井さんが3回の授業できちんと段階を踏んでいろんな道具、金づちであるとか、のこを使ってきちんと指導していくというふうなことで、技術的なものもきちんと理解できて、一人一人がものをつくるという作業に集中していたような気がしております。

そういう意味で、この木育というのがやっぱり非常に有効かつ子どもたちが自然に触れ合えるというふうな部分では、これからも続けていく価値があるのではないかと、いうふうに私ども受けとめておりますので、次年度についても予算化しておりますので、ぜひご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 社会教育課長。

○社会教育課長（徳田博一君） 公民館のペレットボイラーの件につきましては、おかげさまで今のところ順調に稼働している状況でございます。夜間につきましては、種火状態に火加減を弱めておいて、そして朝職員が出て来たときに正常の運転に切りかえると。開館中は正常運転をしながら、夜間については種火状態というふうなことで節減できるところは節減しながらというふうな状況で利用させていただいております。それから、寒い日ですとか朝早くから特に事業のあるようなとき、そういったときについては朝から暖めなければいけませんので、A重油でちょっと強く燃焼させる

というふうなこともありまして、現在A重油と使い分けながら利用しているものですから、さきほど80トンと言いましたけど、これが軌道に乗ってペレットだけでも大丈夫だなというふうなことになるれば消費量はもう少し伸びていくのかなというふうな気はしますが、いかんせん初めての経験なものですから、いろいろと試しながらA重油とペレットと使い分けをしながら対応させていただいているという状況でありますので、どうぞご理解いただきたいと思えます。

○議長（鹿中順一君） 総務課主幹。

○総務課主幹（房田敏彦君） 役場のボイラーの関係でございますが、先ほど金曜日は凍結防止のためにちょっとお休みをいただいているというお話をさせていただきました。議員から不具合があるのではないかという指摘は受けましたけども、凍結防止があるという部分では、当初、配管が凍ってしまうというような状況からその凍結を防止するために今金曜日をお休みをさせていただいているというような状況です。この解決に向けて今業者と打ち合わせをしながら建物の温度が暖房がない状態になりますので、それは土日となるとまた相当な野外と同じような気温になるというふうな状況もありまして、その解決策に向けて今努力をしているところでございます。そういう意味で、18トンという数字が若干当初見込みよりも低いのかなというふうに感じてはおります。公民館と農トレ同様、これも今シーズンやっぱりシーズンを通してみないと何とも言えないというような状況がありますが、蒸気ボイラーという特質性もあって役場の庁舎の部分においては、最初の初動についてはどうしても重油ボイラーが必要かなと現在思っていますが、これもちょっとシーズンを終わって、また再検討させていただきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 8番、山内彬君。

○8番（山内 彬君） 火災警報器の関係ですが、個々には難しいと。これは情報の関係があると思うのですが、これは人命にかかわる問題だということで少しそこらあたりの認識を受けてほしいなど、窓口に来て話して対応するのだと。それは普通の事務のやり方でありまして、この点については、もう少し消防も多分各家庭回って多分いると思えます。そのあたりの連携だとか何かとっているのか一つも説明なかった

のですが、やはりそれを密にしてついてないところはいわゆる積極的につけるようにもう少しやっていただきたいなど、そういうように思います。

それから、教育委員会のほうはわかりましたが、このペレットの問題については今回の実績で報告いただいたのですが、例えば公民館、トレセン、これは温水プール始まると夏の間も使われるかと思えます。それをかんがみても、うちの公共施設のボイラーだけで果たして600トンいくのかどうかちょっとわかりませんが、我々としては経営的に製造工場の組合が経営的にまずこういう使われ方で結果見なければわかりませんが目標が達成できるのかどうか、ちょっとそれあたり疑問とするところであり、また低い消費になると町の負担が補助金で出されるのかなど、そういうこともちょっとさきの読みとして考えたものですからお聞きしたいというように思います。

この役場庁舎の蒸気との不具合については、設計段階からそこらあたり調査したのではないかなというように思いますけども、町がそのCO²削減積極的にやるという観点から庁舎のボイラーについても正常に今働いているのかどうかわかりませんが、ある程度できるようにやっていただきたいなど、そういうように思う次第でございます。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（鴫田憲治君） ただいま火災報知器の関係で普及率が上がるためにもう少し頑張ったらどうだというような、端的に言えばそういうことだと思いますけれども、保健福祉課でこの仕事を持ったというのはあくまでも高齢世帯の低所得者層に対して、そして助成をしなければならぬというようなことで、最初それじゃどこが持つのだということ、そういう高齢者で低所得者ということで正直なところ保健福祉課に回ってきたというのが現状でありまして、本来もともとこの火災報知器については消防法の改正によって義務づけられたところから始まっていますので、当然住民の皆さんの安全を確保するというようなことからいけば、どこの部署も関係ないといえば関係ないのですが、一義的にはやはり消防のほうでしっかり啓蒙とかやっていただきまして、その財源措置としてこれを利用していただくというのが本来の筋だと思います。それで、今まで民生委員さんですとか、それから広報、それから町政懇談

会は消防の署長も今回は行きましたので、その折いろんな話をさせていただきましたけれども現在このような状況ですから山内議員おっしゃるのはもっともですが、保健福祉課としては、そういう背景で事業を持ったということもありますので、いま一度消防、それから先ほどもちょっとお話しましたけれども防災担当も含めてこの辺については整理しながら進めていきたいというふうに考えていますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

それから、消防との連携につきましては、事業これを立ち上げるときに消防とは何回か話し合いをしております。そのときには、消防のほうも人がなかなか今いないということもあって、なかなかそういう部分では十分対応できないというちょっと説明も受けましたけれども、ただ、もともとなぜこれをやらなきゃならないかということは、消防法のそのほうから始まっていますから、その辺についてはもう一度ちょっと説明をさせていただきながら議会でもこういう強い要請を受けたということも含めてもう一度ちょっとお話したいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。それから、取りつけの際には、消防職員とそれから福祉の職員が行って、高齢者世帯でいろんな説明をしながらやっていますので、その辺の連携も含めて今後また継続していきたいというふうに考えていますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 産業課主幹。

○産業課主幹（深田知明君） 今山内議員のほうから質問のありましたペレット製造施設の関連もありますので、ちょっと私のほうからお話若干させていただきたいと思ひますけども、中央公民館、それから特養は後の予算になりますけども、中央公民館でこれは試算値ですけども重油を今までの毎月毎月重油、毎月幾ら使ったというのはちょっと出てないのですけども、年間総量で重油の使用量をたまたま試算して、これをペレットに置きかえますと12月から3月までで75トンペレットが必要だという、これは当初の試算でございまして、今実績で82トン、タンクにまだ若干残っていますのでありますけども、予定よりは逆に多いというふうに考えております。それから、これは後ほどになるのかもしれないですけど、特養のほうも今と同じ計算をしますと試算上96トンこの期間で必要だという試算を実はしております。今現状でこれもタンクには残っているかと思ひますけども101トン入っています。まだ、3月半ばで

すので、まだこれから何ぼか入るのかなというふうには思いますけども、ペレット製造施設のほうでは、今役場庁舎含めてこの3施設で約201トンですけれども納品を終えております。それから、一般家庭といいますか一般販売として12トン販売をしております。それから、今現在製品として在庫で抱えているのが80トンほど在庫を持っているというふうに聞いております。約ですけども300トンほどもう製造が終わっているということでもあります。私も組合のほうとかかわりを持っているものですから、収支といいますか経営状況が非常に気になるものですから時折お伺いをしますけども3月決算ごろは、あくまでも見込みです、4月には正しい数字が多分出るというふうに思いますけども、赤字決算にはならない見込みだというふうに今の時点では聞いております。

それと、600トン消費するというのは、するのだろうというふうに思うのですけれども、必要量をつくっているということです。ペレット工場のほうも600トンドーンとつくってさあ役場使えということではなくて、毎月必要量が大体読めてきているということなものですから、それに合わせてつくっていつているということなので、たまたま今在庫80トン抱えております。ですから今工場をたまに休んだりもしております。無駄につくって無駄な経費をかけないということで、逆に休むことも必要じゃないですかという話をさせてもらっているのですけども、そんな形で組合のほうも極力赤字にならないように努力しているというふうなことだというふうに思います。

それから、役場庁舎の蒸気ボイラーの不具合という、確かに金曜日焚けないという部分でいいますと当初の予定からすると不具合という形になるかというふうに思います。凍結するという当初予期せぬことがあって、先ほど房田主幹のほうからも話ありました、建物が、あそこに大きなシャッターが実はついてあります。あれがボイラーをとめてしまいますと外の気温とほぼ夜中一緒になってしまうということで、今現状ではスタイロホームを張って暖房には努めております。残りあと約1か月ぐらいかなと、ボイラーを使うのが。ここのところそんなに20度近く下がることもありませんので、順調に動いておりますけども、シーズン終わって総体的にどういう問題点があるのか、来シーズンといいますか、ことしの秋に使うまでの間にいろんな問題点を出して業者、メーカーとも相談をしながら効率的な利用に努めていきたいなというふうには考えて

おります。

以上です。

○議長（鹿中順一君） ほかにございませんか。

2番、谷川忠雄君。

○2番（谷川忠雄君） 1点だけに絞って質問します。33ページ、健康増進事業の13節委託料、当初予算からちょっと拾ってみたのですが、当初390万程度、5月に17万円程度減額、6月に5万6,000円補正、増額。今回82万4,000円を減額というふうな形になってますけども、増減がこういうふうに交互になるというのは何か特別な理由があったのかどうかお聞きしたいと思います。

次に、同じ33ページなのですが、予防接種経費、委託料、予防接種、当初423万5,000円、11月にインフルエンザ関係で145万5,000円の増額補正をして、今回100万程度減額すると。これ下の扶助費については、当初97万で、今回84万程度で90%ほどこれ全部減額みたいな形なのですが、インフルエンザ絡みかなというふうに思うのですが、こんなふうに大きな形で減額になるというのは当初に何か中間で大きな何か要因か何かあったのかどうか、これを聞きたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹（江草智行君） まず予防接種経費のほうなのですが、これは11月に新型インフルエンザで145万5,000円を補正しています。それから、扶助費については、もともと予算がありませんでした。インフルエンザの対策として97万円を補正しております。それが今の予算の現状です。そのほかに予防接種については、新型インフルエンザだけではなくて、幼児のはしかですとか、風疹、三種混合、二種混合とかも入ってます。それで、合わせて当初予算が425万3,000円、11月に145万5,000円を補正したという状況になってます。今回109万4,000円の減額になっているのですが、これは扶助費についてはもともと新型インフルエンザで補正したものですので、新型インフルエンザについて、この扶助費については一度病院でインフルエンザの代金を払って、町にその補助分を請求してもらうという形の補助の仕方なものなのですが、それについては12月までの実績ですけども、

14人という非常に少ないという状況になっています。それから、予防接種のほう、直接役場に来て接種券をもらって予防接種、あるいは病院で予防接種して病院から請求をするという形の予防接種ですけれども、これもこの予算を立てたとき12月なのですが、これでも84人というふうに非常に新型インフルエンザについては少ないという、予測よりもかなり少ない状況で推移をしております。この理由なのですけれども、確かに幼児とか小学校、中学校ではある程度の流行がありました。けれども津別の場合、ほかの町に比べて1か月ぐらい流行が遅れたという状況があります。大人のほうでは流行がなかったといったらちょっと語弊ありますけれども、ほとんどかかっている人が本当に少数だったということもあります。それで、一般の人たちが予防接種ができるよと言った時期には、もう流行といいますかその時点が遅れて住民の間にもあまり危機感がなかったといいますか、そういう状況になっているということです。それから、流行自体も津別町では下火になっていたということもあって、一般の人たちについては、インフルエンザに行かなかった方が相当量いるということで、結果的に予算の執行がならなかったということで、インフルエンザについて落としているというか、補正予算で減額をするという形になっております。

それから、健康づくり事業なのですけれども、これ委託料、健診業務ですが、これは生活習慣病、胃、肺、大腸、子宮がん、乳がんの各がん検診です。これらについては、当初予定の人間といいますか申込者、そういう方たちを想定して予算を組んでおりますけれども、総体的にこういう申し込みの数が少なかったというのがまず原因になります。それから健康づくり事業ですけれども、これも例えば事業の中に運動負荷する心電図体操という心電図をとるという事業があったのですが、これ国民健康保険との共催といいますか予算措置でいきますと8対2の割合で8が国民健康保険、2が一般会計で持っているのですけれども、例えば心電図対象者では、国保の人は国保でみます、あと社会保険のほうは一般会計でみますというふうになってますが、その社会保険のほうはだれも参加者がいなかった、つまりやる人がいなかったということもありますし、それから健康づくり事業ですから運動療法士なんかのインストラクターたちの指導というのがあるのですが、そういう人たちの派遣回数を経費が減ってますので、その辺で減額になっているということでございます。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 2番、谷川忠雄君。

○2番（谷川忠雄君） お聞きしましたけれど総論的に言うと、結局課題あったのか、確かにインフルエンザ思ったほど流行というか、はやらなかったからよかったですけども、ちょっとその辺の精査が甘いというところとちょっと言葉がきついですけども、さっきの山内議員が言った例の火災警報器ですか、見積もりと実際のがかなり開きがあったというか、ちょっとやっぱり詰が何か甘いような感じもするのですけども、その辺のところは一件に絞りましたけれどもどうなのですか。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹（江草智行君） 新型インフルエンザ全くもって初めての状況です。全国的に見て、特に北海道が一番最初に流行が始まっているといたしますか、そういう状況にあって例えば北見市、あるいは大きなところでは相当量の人間の感染があるということで新聞報道もされていますし、最初はこういうインフルエンザ、パンデミック、世界的な流行ということでWHOのほうから勧告といたしますか、そういうのが出てますが、それらについて日本政府としても勧告を出しています。ただ、日本政府の場合、強毒性のインフルエンザで出してまして、相当厳しい、あるいはそれから流行の何というのですか、度合いが非常に厳しいというか、たくさんあるということで最終的に情報が出てきました。当然そういうことになりますので、津別でも相当量の方がインフルエンザに感染するだろうという予測を立ててました。まして、今でこそわかりました弱毒性でそんなに死亡数も普通のインフルエンザ、季節性のインフルエンザより若干高いですけども、そんなに強毒性ほどではないというのが今ではわかっていますが、当初予算を立てた時点ではそこまでわからなくて、やっぱり最大限の、町としては最大限の防御をとるべきだという判断に立って、例えば低所得者層であれば3,151人の約3割でそのうちの5割の人が予防接種を受けるだろうという予測で予算を組んでますので、確かに今考えれば過大というふうになるかもわかりませんが、予算を立てた時点、11月時点ではそれだけの危機感があったということでご理解をお願いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） ほかにございませんか。

7番、藤原英男君。

○7番（藤原英男君）　ちょっと1点だけお伺いをしたいといふふうに思います。

森の健康館の管理業務で補正組まれているわけですが、そのことでこれから4月1日オープンに向けて整備が進んでいくのだらうというふうに思います。直接これには関係ないのですが、森の健康館に行く間に大きな看板が豊永の発電所の前と多分ふ化場のところ、あと小さい看板がスキー場の入り口だとか、津別峠の入り口にあるのかなというふうに記憶しているわけなのですが、ホテルの名前が変わらないのだったらそのままでもいいのかなと思いますけれども、名前が変わるということであれば早目にその辺も対応していかなくやまずいのかなと思います。ないよりかむしろ違う名前があったほうがいいのかという気もしますが、その辺会社と何か話がしてあればちょっと聞きたいと思いますし、早目に取りかえというか、台はありますから看板だけ、そのデザインが問題なのかなと思いますけれども、その辺考えがあればお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君）　企画財政課主幹。

○企画財政課主幹（石橋吉伸君）　今ご質問ございました4月1日オープンに向けての看板の関係でございます。全部で大小合わせまして14か所ございます。町内に限らず屈斜路湖側にも峠登り口なのですが、あそこにも1か所ございまして、大小合わせて14か所あります。全部ホテルフォレスターとなっているものですから、これにつきましては、結論から申し上げますが3月31日までに全部変えます。既に業者が来ておまして全部写真撮っていきまして、あとはもう具体的にいつからどうやるのかというのはちょっと業者任せといたしましょうか、これはすべてアンビックス社のほうで対応しておまして、1日のオープンに向けてそれまでには3月31日までに全部看板を変えますと。さきほどの出てました愛称の看板に全部変えるということで、すべて4月1日オープンの宿泊も食事もちろん、入浴もスタートさせるということでやってございますので、ひとつよろしくお願い申し上げます。なお、役所のほうで立てている看板もありますが、民間といたしましては個人の土地をお借りして立てている看板等もございまして、全部地先には私どものほうから了解をいただきまして、看板を変えさせていただきますということでお願いをしているところでござ

います。

以上です。

○議長（鹿中順一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

討論を省略し、これより議案第20号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

しがたって、本案は原案のとおり可決されました。

◎延会の議決

○議長（鹿中順一君） お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

◎延会の宣告

○議長（鹿中順一君） 本日は、これで延会します。

明日は、午前10時から再開します。ご苦労さまでした。

（午後 4時25分）

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

津別町議会議長

署名議員

署名議員